

足立区教育委員会会議録

会議名	平成28年第9回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成28年9月21日(水)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・ 午後 3時30分		～	(閉会) 午前・ 午後 4時06分		
休憩時間	① (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	② (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	教育長	定野 司	出席	委員	杉田 直子	出席
	委員	小川 清美	出席	委員	小池 康之	出席
	委員	葉養 正明	欠席	出席者4名、欠席者1名		
出席 議員 の 発言	宮本 博之	学校教育部長	欠席	鳥山 高章	子ども家庭部長	出席
	杉岡 淳子	教育政策課長	出席	上遠野葉子	子ども政策課長	出席
	太田 照生	学校適正配置担当課長	出席	金子 俊之	待機児ゼロ対策担当課長	出席
	向井 功至	学校経理課長	出席	松野 美幸	子ども施設整備課長	出席
	浮津 健史	教育指導課長	欠席	森田 剛	子ども施設運営課長	出席
	斎藤 一裕	学校指導担当課長	出席	千ヶ崎嘉彦	子ども施設入園課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	今井 伸幸	こども支援センターげんき所長	出席
	渡辺 隆史	学校改築担当課長	出席	西野 知之	教育相談課長	出席
	渡邊 勇	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	高橋 徹	こども家庭支援課長	出席
	須原 愛記	学力定着対策室長	出席	伊藤 良久	生涯学習振興公社事務局長	出席
	森 太一	学力定着推進課長	出席			
	飯塚 尚美	就学前教育推進課長	出席			
書記	清水 均	庶務係長	栗原 威夫	庶務係主査	秋元 康裕	教育政策担当係長
	田巻 正義	教育政策担当係長	佐々木 直	教育政策担当係長	小室 晃	管理係長
傍聴者	3名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成28年9月21日

第9回足立区教育委員会定例会

午後3時30分開会

○教育長 ただいまから、本年第9回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小池委員、小川委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○教育長 それでは日程第1、第65号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第65号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について。

以上。

○教育長 第65号議案について、杉岡教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 議案資料2ページをご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

1 改正の理由でございますが、鹿浜五色桜小学校の改築に伴い新校舎に移転するため、足立区立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

2 主な改正内容でございますが、新旧対照表のとおり「江北六丁目10番2号」を「鹿浜四丁目20番2号」に改めさせていただきます。

3 施行年月日のほう、平成29年4月1日から施行でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第65号議案について、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。何か意見はありますか。

よろしいですか。

(なし)

意見が無いようですので、これより第65号議案、足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に、日程第2、第66号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第66号議案 足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第66号議案について、杉岡教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 引き続き議案説明資料4ページをご覧くださいませ。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

1 改正の理由ですけれども、江北中学校と上沼田中学校の統合に合わせて、中学校の通学区域を変更するため通学区域に関する規則を改正するものでございます。

2 主な改正内容につきましては、詳細、5ページ以降の「地図」及び別紙「新旧対照表」をご覧くださいませ。具体的には江北中学校と上沼田中学校の通学区域を削除し、江北桜中学校の通学区域に編入するものでございます。

3 施行年月日は平成29年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第66号議案について、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑ありますか。よろしいですか。

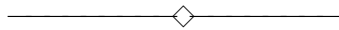
(なし)

無いようですので、これより第66号議案 足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に、日程第3、第67号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第67号議案 足立区認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第67号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 8ページをお開きください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

区立小中学校の夏季休業期間短縮の見直しに伴いまして、区立認定こども園の規則を整備する必要があるため、提出をしております。

内容につきましては、8月24日までの期間を8月31日まで。それから2学期の開始期間を8月25日から9月1日に改めるものでございます。

施行年月日は平成29年4月1日からでございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第67号議案についてご意見・ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

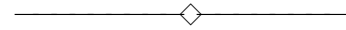
(なし)

無いようですので、これより第67号議案 足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に日程第4、第68号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務課長 日程第4、第68号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について。

以上。

○教育長 第68号議案について、杉岡教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 議案説明資料11ページをご覧くださいませ。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

1 提案理由でございますが、足立区教育委員会教育長に対する講師依頼に応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるためでございます。

2 従事内容。1つ目には大阪府大阪市での研修依頼。2つ目には千代田区での研修依頼でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第68号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、委員の発言をお願いいたします。

何か質疑ありますか。よろしいですか。

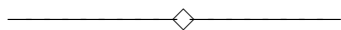
(なし)

無いようですので、これより第68号議案 足立区立教育委員会教育長の事業及び事務従事についてを採決いたします。

本案は原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することになります。



続いて日程第5、教育長報告を議題といたします。

今回は担当からの報告事項に代えさせていただきます。

まず①について、杉岡教育政策課長お願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 報告資料の12ページをご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

本件につきましては足立区教育委員会及び学校、後ほど説明させていただきますモデル校3校におきまして、東京都公立小中学校ICT教育環境整備事業の指定を受けたため、下記のとおり実施をいたすものでございます。

2番、主な概要でございます。1番の指定校。西新井小学校、興本小学校、扇中学校におきまして、タブレットの貸し出し、それから専門家の派遣等々でICT教育の機器の活用を支援するための専門家派遣、教員の授業の支援等を行うものでございます。主な内容は記載のとおりでございます。

3番、事業の期間でございますけれども、28年9月から29年7月まででございます。

今後の方針でございますけれども、義務づけとされております公開授業。当区におきましては、平成29年2月に各校で予定してございます。きちっと円滑な実施に向けて進行管理及び準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○教育長 報告事項については、最後に一括して質疑を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

②と③について、斎藤学校指導担当課長お願いします。

学校指導担当課長。

○学校指導担当課長 13ページをご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区いじめ調査委員会より区への提言を受けまして教育委員会としましては、基本方針を14ページ以降のように策定いたしました。

ポイントについて申し上げます。

まず1でございますが、学校内の情報の共有化について。

SC、スクールカウンセラーを組織に具体的に位置づけ、そしてスクールカウンセラーからの報告体制を整え、必ず口頭で報告を受けるよう時間を確保してまいります。

またSCの情報の把握のために、養護教諭をキーパーソンとしてまいります。養護教諭には経験の浅い養護教諭もおりますので、管理職による指導、そして明確な指示によってキーパーソンとしての養護教諭を育成してまいります。

2番、学校のSC活用につきまして、SCは教室の中の観察だけではなく、相談室を開放し、子どもが気軽に安心して話せる場所としての相談室が利用できるようにしてまいります。

3番、SCによるカウンセリング及びカウンセリಂಗールームにつきまして。カウンセリングは子どもの直接予約が基本でございます。しかしSCの面談予約をするのに、担任だけではなく、場合によっては管理職や養護教諭も窓口としても利用できるようにしたいと思います。子どもたちには「相談は誰でもいいのだよ。一番話しやすい人に。」ということを投げかけてまいりたいと思います。また言葉で面談の予約ができない子どもたちもおりますので、予約ポストなどのカードで予約できるようなシステムを考えてまいりたいと思います。

続きまして、4番、いじめ相談箱につきましては、これは4月の校長会においていじめ相談箱の担当を明確にするよう依頼しているところでございますが、毎日相談箱を開けて確認するといったことを徹底してまいります。

5番、いじめアンケートの活用方法につきまして。このいじめ受付表のデータにつきましては、全教職員が見られる場所に保存し、誰でも常に加筆できる状態、確認できる状態にしてまいります。

最後に、6番、その他でございます。教員の研修に「人権教育プログラム」や「いじめ問題に対応できる力を育てるために」といったプログラムを活用します。これにつきましては指導課の年次研修の中でも活用してまいります。校内におきましても校内研修でいじめ防止研修で活用して実施してまいります。

最後にSSWにつきましても、これまでの成功事例等を作成し、各学校に周知していくことを検討してまいります。

以上でございます。

○教育長 ③についても引き続き説明をお願いします。

○学校指導担当課長 「いじめの定義」について、でございます。33ページをご覧ください。

いじめの定義につきましては、記載のとおりでございます。例示をもって紹介をさせていただきます。

Aが遊んでいたBに突然お腹を軽くパンチされた。Aは、心理的にも物理的にも苦痛を感じた。担任はBから話を聞いたところ、Aに嫌なことを言われ、Bは心理的苦痛を感じたとのことだった。本人同士が話し合いをして解決した。

これは従前ですと、Aに対するBによるいじめと受け取ってきたところですが、新しい文部科学省から指導がありました。法律上のいじめの定義におきましては、これはAに対するB。そしてBに対するAと、双方向のいじめとして、これから認識してまいります。

この背景にはいじめによる経緯を十分に把握するという。そして従前ならば加害者側とされてきた子どもたちに対しても手厚い支援をしていくということが背景でございます。

このような定義を受けまして、いじめの対応等、またいじめの個票につきましても裏面に記載してございますが、ゴシック体にあるように加筆して修正をしたところでございます。

以上です。

○教育長 次に④について、渡邊学務課長をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは35ページをご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

鋸南自然の家・日光林間学園の指定管理者における平成27年度分の業務評価を行いました。

指定管理者につきましては、鋸南自然の家は、西洋フード・コンパスグループ株式会社、日光林間学園については株式会社フォレストでございます。

評価方法につきましてはですけれども、指定管理者から提出されました評価資料、それから質疑応答を行いまして評価を行ったものでございます。

評価委員につきましては、有識者2名、小学校長2名、区職員2名でございます。

結果につきましてでございますけれども、鋸南自然の家については、36点でA、日光林間学園については38点

でA+というような結果になっております。この結果につきましては、区議会へ報告後にホームページで公表する予定でございます。

詳細につきましては、次ページからシートがありますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上です。

○教育長 次に⑤から⑦について、松野子ども施設整備課長をお願いします。

子ども施設整備課長。

○子ども施設整備課長 40ページをお開きくださいませ。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

公立の民営化に伴いまして、沼田保育園を民営化いたしますので、その運営事業者を決定した次第でございます。

審査会を8月4日に行いました。

運営事業者が2番のところに記載がございますが、社会福祉法人晃栄会。群馬県の太田市の社会福祉法人でございます。

民営化の手法でございますが、土地は独立行政法人都市再生機構のURから賃借を受けまして、建物は沼田保育園跡地にこの事業者が自ら整備するという形式でございます。

今後のスケジュールにつきましては、28年12月以降、事業者と保育園、主管課による3者の打ち合わせを行いまして、その後29年の4月以降は引き継ぎ保育を始めまして、園舎そのものは30年の1月に完成して4月に新しい施設に入って運営を開始するというものでございます。

事業者、保育園、それから主管課による3者打ち合わせを毎月きめ細やかに実施をしまして、スムーズな引き継ぎを行いまして、新しい園の開園に向けて努めてまいります。

運営事業者の点数評価、審査の評価につきましては次ページに記載をさせていただいております。全体で67.99%。100点満点に換算しますと、67.99の点数をとっているという状況でございます。

次に42ページをお開きくださいませ。

小規模保育事業の運営予定者の選定につきまして。

所管部課名は記載のとおりでございます。

待機児童解消アクション・プランに基づきまして、小規模保育事業者を募集いたしまして、整備をしているところでございます。

今般3カ所、中央本町、それから竹の塚、綾瀬地域につ

きまして小規模保育事業所を選定いたしました。

1つ目。中央本町につきましては、株式会社みんなの保育園、こちらは板橋区の事業者でございまして、足立三丁目に新しく小規模保育室を整備するという事で選定をしたところでございます。

それから2番目。竹の塚地域につきましては、株式会社ルシェル、こちらは埼玉県の白岡市の事業者でございます。竹の塚一丁目13番地内に整備をする予定でございます。

こちらの事業者につきましては書類等の不備がございましたので、選定を保留ということに今の段階ではさせていただきます。1カ月の猶予のうちに保育の計画ですとか、給食調理の衛生管理ですとか、そういった必要な書類をもう一度提出をさせて、可否を最終判断するというような状況でございます。

それから3番目。綾瀬地域でございますが、こちらは社会福祉法人S・S・M。大阪の事業者でございます。場所は綾瀬の二丁目24番の綾瀬駅のすぐ南側の位置づけでございます。

これらの事業者の点数でございますけれども、次ページ44ページに評価・審査の結果を載せさせていただいております。60点台で一応合格というところなのですが、少し低い点数のところもございますので、そのあたりはきちんとした指導をしていきたいと考えております。

29年の4月の開設に向けて速やかに進行させていきたいと考えております。

それから次は45ページになります。こちらは民設民営による認可保育所の整備にあたりまして、予定事業者を選定したところでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、北綾瀬駅周辺という募集と、それから西新井地域ということで募集をさせていただきました。

北綾瀬駅周辺につきましては、3事業者応募がありまして、株式会社サクセスアカデミー、こちら品川の会社でございますけれども、場所は綾瀬六丁目に認可保育園をということで予定をしております。定員は82名でございます。

もう1つが西新井地域でございます。西新井地域は2事業者の応募がございまして、最終的に社会福祉法人アスクこども育成会、こちらが選定事業者となっております。

場所は西新井四丁目18番で70名の定員を予定しております。

こちらにつきましても、47ページ、48ページにそれぞれのエリアごとの事業者の選定結果を掲載させていただいております。

認可保育園は周辺にお住まいの方との協議なども必要になってまいりますので、まずは地元の町会、自治会等と事業者を引き合わせまして、地元のご要望なども聞きながら丁寧に対応を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に⑧について、今井こども支援センターげんき所長をお願いします。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 恐れ入ります。49ページをご覧くださいと思います。

件名は中学校特別支援学級の新設について、でございます。

今、現在中学校の固定制の知的障がいの学級は8校、26学級で設置されてございます。ただ年々生徒が増加して、一部の学校では通常3学級であるものを4学級にして対応をしているという状況でございます。学校のスペースとの関係もあり、これ以上の学級増は限界になりつつあるので、新たに2校の開設を決めました。

設置校につきましては、新田中学校、花畑中学校でございます。

設置の理由でございますが、新田中学校は小中一貫校という特性がございます。小学校につきましては26年4月に新設をしたところでございまして、今年度新たに卒業生が見込まれますので、中学校を設置させていただきたいということでございます。

それから花畑中学校につきましては区内の配慮バランス及び特別支援学校が近くにありますが、そちらの交流指定校ということで特別支援教育にかなり熱を入れていらっしゃる学校ということで設置をさせていただきたいと考えております。

設置規模につきましては、新田中学校は1学級相当、花畑中学校には3学級相当で開設を予定しております。

また開設の時期でございますが、新田中学校は平成29年4月、花畑中学校は平成30年4月ということで予定さ

せていただいております。

現在9月補正でその工事費等を計上しておりますので、それが通り次第、ホームページに設置の周知、あるいは対象者への個別案内を進めると同時に、地元説明会を開催していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 次に⑨について森田子ども施設運営課長お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 それでは別冊資料の1ページをご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

都の要綱で示されております保育に有効な面積の取り扱いについて変更があり、現行定数に対する面積が不足している区立保育園があることが判明したため報告するものでございます。なお、面積不足により現在の運営に支障はありませんが、民営化等で新たに認可を取る際には是正する必要があります。

1番の判明した経緯でございますが、平成29年4月に民営化する区立西新井保育園の面積を測定したことにより判明いたしました。

2番の都の要綱の変更内容ですが、1点目が、有効面積の算定方法が壁芯面積から内法面積となったこと。

2点目が、これまでは全保育室等の合計面積で充足していれば可としていたものが、各歳児の保育室でそれぞれ充足させることになったこと。

3点目が、有効面積を算定する際に部屋の面積から保育に有効でない面積、例えばロッカーや棚等、常時置かれているものの面積を除外すること。

4点目が、都における認可の審議が厳密となり、面積と定数に矛盾が無いかがひと目でわかるような認可申請の様式が変更されたということでございます。

3番のその他の園についてですが、平成30年度、31年度に民営化予定の3園について調査した結果、同様の面積不足が判明しました。現在の有効面積に対する許容定数は記載のとおりでございます。

今後の方針でございますが、1番の西新井保育園については、既に運営事業者が決定しているということで、決定後に判明したことを考慮しまして、改修工事により有効面

積を拡大して定数を維持したいと考えております。

また弘道保育園、大谷田第二保育園、第二日ノ出町保育園につきましては、民営化開始までに有効面積に対する許容定数に変更いたします。

3番の他の区立園につきましても、面積を測定していく予定でございます。

私からの報告は以上です。

○教育長 以上9件報告がありましたけれども、各委員からの質疑・ご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

小池委員。

○小池委員 まず1つ目は、ICT教育の推進のことで、質問ということではありませんけれども、電子黒板、いわゆるプロジェクタータイプが、1校につき3台というのは、これはもともとその学校に配置されているプロジェクターがあるのですかね。それに加えて3台ということによろしいのでしょうか。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 委員のおっしゃったとおりでございます。

1校に当たり貸出される機器は、タブレットは60台、それから電子黒板がプロジェクタータイプが3台、それからあとそのほか充電の保管機等2台でございますので、それは基本的には東京都から貸し出しがあるという形でございます。

○教育長 小池委員。

○小池委員 これでICT事業を推進していく上で、担任の先生のほかに専科の先生も積極的に活用していくことになると思いますので、そうなったときにその学校でプロジェクターが足りないからできないとか、なるべくそういうことがないようにご協力いただければと思いますので、その点よろしくをお願いします。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 今、委員、ご指摘がありましたとおり、その3校につきましては、まずモデル授業に当たって各教室のほうにきちっと体制がとれるように、不備がないようにその部分も調査をさせていただいて、体制を強化させていただきたいと思っています。

○教育長 杉田委員。

○杉田委員 今のICT教育のところ、指定校、モデル校

の3校、西新井小学校と興本小学校、扇中学校を選ばれた理由みたいなのを、そういったことがあれば教えていただきたいなと思いました。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 3校に当たりましては、手上げ方式もさせていただきましたけれども、その中で既にICT教育に実践例がある学校という形で、こちらからもお声をかけさせていただいたところでございます。

○教育長 杉田委員。

○杉田委員 先日小学校の校長会にお邪魔したときに、校長先生の中には私もやりたいという方がすごくいらっしやっただので、今お聞きしたのですけれども。確かに先日西新井小学校に伺ったときには、本当に先生方個人個人が既にタブレットみたいなものを持っていらっしやっただ、学校全体で進めているなどというのはよくわかりました。ありがとうございました。

○教育長 ほかいかがですか。

小川委員。

○小川委員 私は保育園のほうなのですけれども、民営化それから小規模保育所、今ここで6園新しく立ち上がる予定なわけなのですけれども、どんどん多分これから増えていくと思うのです、保育所。減っていくことは絶対ないので。そうなるのとどのような形でそれぞれの園の指導体制といったらいいのでしょうか、つい最近も認可園でも無認可園でも子どもが死んでいます。大体赤ちゃんですから、ちょうどここで言うと0～2歳児というところに入りますので、今のこちらのメンバーだけでは、とてもとても大変になるのかなと思っているのですけれども、今後役所の中の指導員というのですか、その体制を増やすというような、そういう予定はあるのですか。

○教育長 子ども施設整備課長。

○子ども施設整備課長 まず整備の観点から申し上げますと、まず整備をする審査の段階で、どのような保育をやっているのかという実情も見させていただいているところでございます。

またオープンの前は民営化であれば引継ぎ保育をしっかりとやるということも。保育事業者と公立保育園のメンバーでダブルでやるような形でしっかりさせていただきます。このあたりはほかの自治体よりも厚くやっているとい

う状況でございます。

それから新しく園が開園したところ。ここににつきましては、整備で顔がわかっている、保育の現場のノウハウもよくわかっている保育士で本庁にいるものが、定期的に訪問して指導する。それから年度の特に初めにつきましては、子育てのセクション全課を挙げて、状況がどうなのか、不具合がないか、チェックをしておるところでございます。

また安定稼働をしていくような状況になりましたら、1年後を1つの目安としておりますが、そのところでは今度運営チェックをする体制のほうにバトンタッチをしまして、やっているところでございます。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 民営化後2年目からは当課の保育士と園長経験者等が指導検査や巡回指導をしているところですが、現在係員は10名程度ですので、施設数に比較しますと体制的には非常に少ないというのは言わざるを得ないと思います。そういう状況ですが、緊急対応とか、事故が起こったときには最優先でそこに出向いて対応している状況ではございます。

○教育長 というわけです。よろしいでしょうか。

○小川委員 いえ。緊急対応は当たり前なのです。そうならないためにその10名を例えば20名にするとか、そういうような動きをこれから取る予定か、あるいはもう今このところで頑張るしかないということなのか。足立区が保育のところ、この教育委員会が管轄しているのは、これ本当すごいことなのです。すごいことなので、さらに良くしていただきたいと思いますと思っているので、こういうことを申しています。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 今の委員のご指摘ですけれども、本当に今後数が増えてまいりますので、いわゆる指導検査という部門と、それから日常的な運営指導というところが充実していかなければいけないというのはご指摘のとおりだと思います。

です。今後その体制については、現在まず足立区で保育の水準のガイドラインを検討しておりますので、それらを踏まえ、今後の体制については今の委員のご指摘を宿題とさせていただきます、体制の充実について検討していきたいと思っております。

○教育長 教育委員会に入ったということで、今の監査というのは仕組みとして当然ある。なので、足りなければ、きちっと人も手立てをする。さらにうちは就学前の幼児教育というところもターゲットですから、これについても別部隊があって、それもしっかりと指導教育していく。これは子どもに対する支援、これもやっていくと考えています。

○小川委員 期待しています。

○教育長 はい。よろしくをお願いします。ほかにいかがでしょうか。

小池委員。

○小池委員 すみません。私からはいじめ防止についてです。

ぜひいじめによって子どもたちが、児童・生徒が嫌な思いをしたり、悲しい事件が起こらないようにお願いしたいと思います。

今、学校を回っていて2つ、いい事例というか、これは参考になるなということがありましたので、それもそのうち取り入れていただきたいと思うのは、1つはいじめ受付表というか、いじめ箱ですね。これがなかなか子どもとの距離が有る。そこでふだんからいじめ受付表にすぐにお手紙が入られるように、優しいことをしてもらった、優しい行動を見た、そういうのも入れるようなシステムをつくっている。そうすれば今度はいじめられた、心配がある、そういう友達を見たというときにもそこに自分の考えが入られるだろうということで、そういう実践をやっている学校がありました。

それからもう1つ。地域の青少年委員、民生・児童委員から開かれた学校づくり協議会の委員長さんをはじめ、委員さんが中心となって、学校の校外で、いわゆるいじめ対策の組織をつくっていて、もちろんそこに校長も入っていますけども、いわゆる地域での子どもの様子からもいじめを防止するという組織をつくっている学校もありましたので、ぜひそういうところも参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

無いようですので、以上をもちまして本年第9回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時6分閉会



平成 2 8 年 第 9 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 2 8 年 9 月 2 1 日 水曜日 午後 3 時 3 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 6 5 号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について	1
日程第 2 第 6 6 号議案 足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	3
日程第 3 第 6 7 号議案 足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	7
日程第 4 第 6 8 号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について	1 0
日程第 5 教育長報告	

2 報告事項

- ① 平成 2 8 年度東京都公立小中学校 I C T 教育環境整備支援事業の実施について
《杉岡 教育政策課長》… 1 2
- ② 「学校教育相談の充実によるいじめ防止対策」の策定について
《浮津 教育指導課長》… 1 3
- ③ 「いじめの定義」について
《浮津 教育指導課長》… 3 3
- ④ 鋸南自然の家・日光林間学園の指定管理者業務評価結果について
《渡邊 学務課長》… 3 5
- ⑤ 足立区立沼田保育園の民営化に伴う運営予定事業者の選定について
《松野 子ども施設整備課長》… 4 0
- ⑥ 小規模保育事業の運営予定事業者の選定について 《松野 子ども施設整備課長》… 4 2
- ⑦ 民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定について
《松野 子ども施設整備課長》… 4 5
- ⑧ 中学校特別支援学級の新設について 《今井 こども支援センターげんき所長》… 4 9
- ⑨ 【追加】区立保育園における保育に有効な面積の不足について
《森田 子ども施設運営課長》… 別冊

裏面へ続く

3 情報連絡事項

- | | |
|---|----------------|
| ① 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について | [学校適正配置担当課]…51 |
| ② 平成29年度 学校用務職員の退職不補充及び今後の対応について | [学校経理課]…52 |
| ③ 公募型プロポーザル方式による学校管理委託業務の業者選定について | [学校経理課]…53 |
| ④ 平成28年度 第2回学校公開の開催について | [学務課]…54 |
| | 及び別添 |
| ⑤ 「一斉コシヒカリ給食」の実施について | [学務課]…55 |
| ⑥ 中1夏季勉強合宿の実施について | [学力定着推進課]…56 |
| ⑦ 秋田県大仙市教育委員会教員派遣事業の実施について | [学力定着推進課]…57 |
| ⑧ 高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会による
「中高連絡担当者会議」及び都立高等学校紹介展示の開催・実施について | [学力定着推進課]…58 |
| ⑨ 再就職セミナー第3回の実施について | [子ども施設整備課]…59 |
| | 及び別添 |
| ⑩ 事業実施報告・実施予定 | [青少年課]…60 |
| ⑪ 児童虐待防止推進月間の事業実施について | [こども家庭支援課]…62 |
| ⑫ 行事实施結果・実施予定 | [生涯学習振興公社]…63 |

第 6 5 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

別表の 1 小学校の部同鹿浜五色桜小学校の項中「江北六丁目 1 0 番 2
号」を「鹿浜四丁目 2 0 番 2 2 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

鹿浜五色桜小学校の位置を変更する必要があるので、この条例案を提
出いたします。

第 6 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について				
所管部課名	学校教育部 学校施設課				
内 容	<p>1 改正の理由 鹿浜五色桜小学校の改築に伴い新校舎に移転するため、足立区立学校設置条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容 鹿浜五色桜小学校 「江北六丁目 1 0 番 2 号」を「鹿浜四丁目 2 0 番 2 2 号」に改める。</p> <p>※新旧対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 別表（第 2 条関係） 1 小学校 名称 位置 同 鹿浜 同 <u>江北六丁目</u> 五色桜小学校 <u>1 0 番 2 号</u> </td> <td style="padding: 5px;"> 別表（第 2 条関係） 1 小学校 名称 位置 同 鹿浜 同 <u>鹿浜四丁目</u> 五色桜小学校 <u>2 0 番 2 2 号</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行年月日 平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>	改 正 前	改 正 後	別表（第 2 条関係） 1 小学校 名称 位置 同 鹿浜 同 <u>江北六丁目</u> 五色桜小学校 <u>1 0 番 2 号</u>	別表（第 2 条関係） 1 小学校 名称 位置 同 鹿浜 同 <u>鹿浜四丁目</u> 五色桜小学校 <u>2 0 番 2 2 号</u>
改 正 前	改 正 後				
別表（第 2 条関係） 1 小学校 名称 位置 同 鹿浜 同 <u>江北六丁目</u> 五色桜小学校 <u>1 0 番 2 号</u>	別表（第 2 条関係） 1 小学校 名称 位置 同 鹿浜 同 <u>鹿浜四丁目</u> 五色桜小学校 <u>2 0 番 2 2 号</u>				
今後の方針					

第 6 6 号議案

足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正
する規則

足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 1 3 年足立
区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中 2 中学校の部江北中学校の項中「江北中学校」を「江北桜中学
校」に、「江北一丁目全域」を「堀之内一丁目全域 堀之内二丁目全域
江北一丁目全域」に、「江北四丁目 1 番～1 3 番、2 6 番～3 2 番」を
「江北三丁目全域 江北四丁目全域」に、「扇二丁目全域」を「江北五
丁目全域 樺一丁目全域 扇二丁目全域」に改め、同部上沼田中学校の
項を削る。

付 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

江北中学校と上沼田中学校の統合に伴い、通学区域変更する必要があ
るので、この規則案を提出いたします。

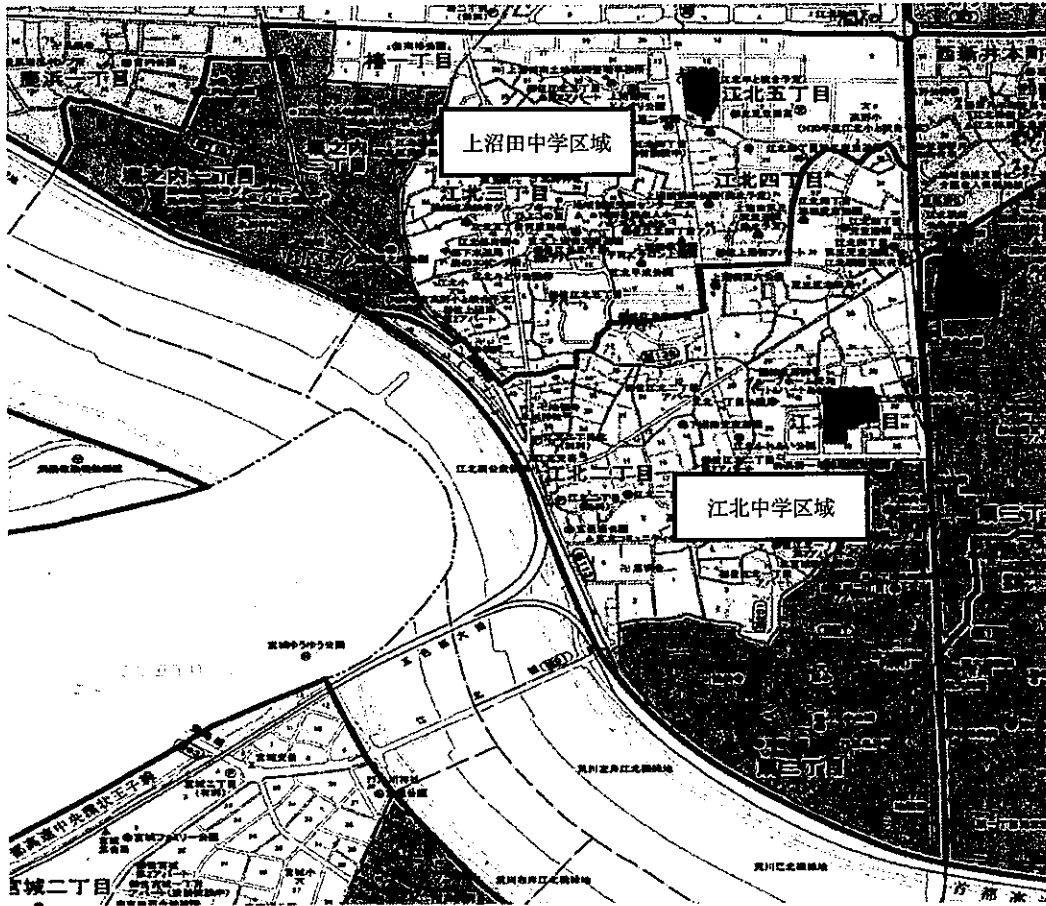
第 6 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

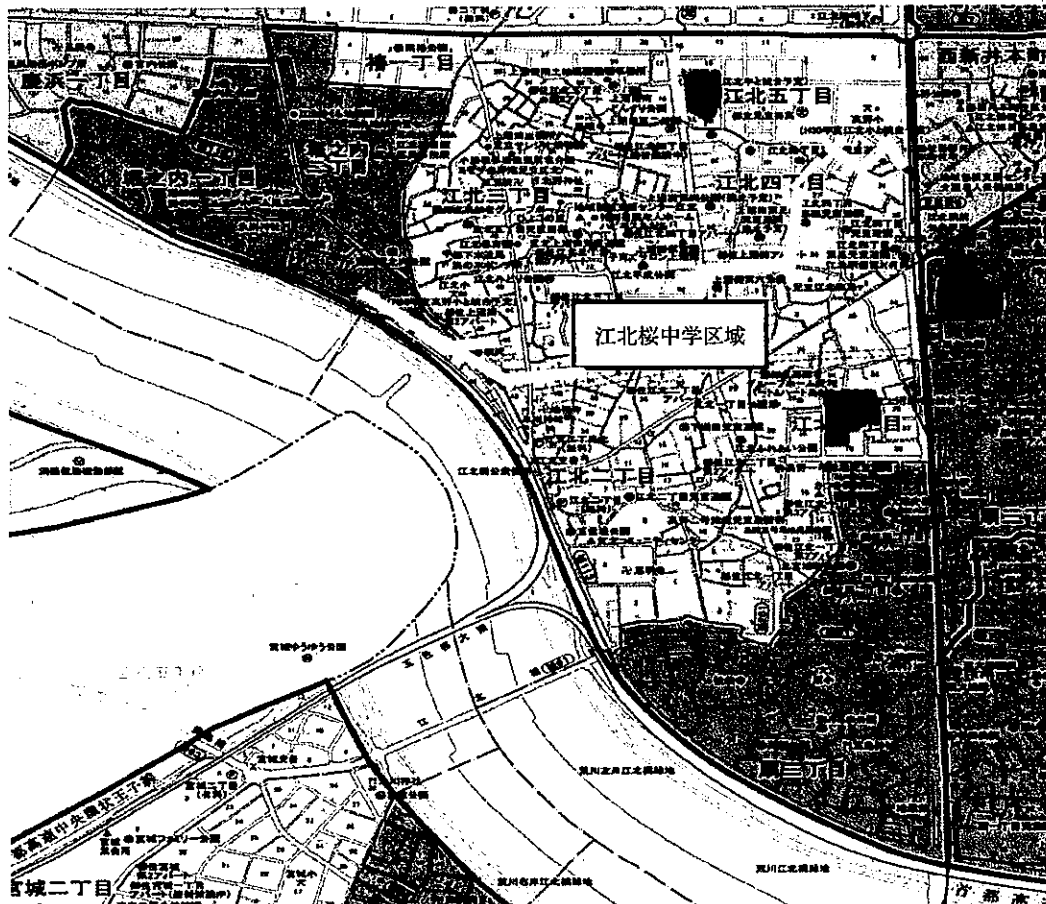
件 名	足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則		
所管部課名	学校教育部 学務課		
内 容	<p>1 改正の理由 江北中学校と上沼田中学校の統合にあわせて中学校の通学区域を変更するため、通学区域に関する規則を改正する。</p> <p>2 主な改正内容 (※詳細は「地図」および別紙「新旧対照表」のとおり) (別表・「2 中学校」)の江北中学校と上沼田中学校の通学区域を削除し、江北桜中学校の通学区域に編入する。</p>		
	区域	現学区域校	新学区域校
	<u>江北一丁目全域 江北二丁目全域 江北四丁目1番～13番、26番～32番 扇二丁目全域</u>	<u>江北中学校</u>	<u>江北桜中学校</u>
	<u>堀之内一丁目全域 堀之内二丁目全域 江北三丁目全域 江北四丁目14番～25番 江北五丁目全域 椿一丁目全域</u>	<u>上沼田中学校</u>	
	<p>3 施行年月日 平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
今後の方針			

【地図】

平成28年度まで



平成29年度より



足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前		改正後
別表 (第2条関係) 2 中学校 第一中学校	千住東一丁目全域 千住関屋町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住仲町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番 千住一丁目全域 千住二丁目全域 千住三丁目全域 千住四丁目全域 千住五丁目全域 千住旭町46番	千住東一丁目全域 千住関屋町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住仲町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番 千住一丁目全域 千住二丁目全域 千住三丁目全域 千住四丁目全域 千住五丁目全域 千住旭町46番
(中略)		
江北中学校	江北一丁目全域 江北二丁目全域 江北四丁目1番～13番、26番～32番 扇二丁目全域	堀之内一丁目全域 堀之内二丁目全域 江北二丁目全域 江北三丁目全域 江北四丁目全域 江北五丁目全域 榑一丁目全域 扇二丁目全域
(中略)		
上沼田中学校	堀之内一丁目全域 堀之内二丁目全域 江北三丁目全域 江北四丁目14番～25番 江北五丁目全域 榑一丁目全域	堀之内一丁目全域 堀之内二丁目全域 江北二丁目全域 江北三丁目全域 江北四丁目全域 江北五丁目全域 榑一丁目全域 扇二丁目全域
伊興中学校	古千谷一丁目全域 古千谷二丁目全域 古千谷本町一丁目全域 古千谷本町二丁目全域 古千谷本町三丁目全域 古千谷本町四丁目全域 伊興二丁目3番～8番、13番～16番、20番、21番 伊興四丁目11番、16番～20番 伊興五丁目3番～23番 東伊興一丁目2番、3番、5番～16番 東伊興二丁目14番～21番 西伊興一丁目2番、3番、6番、7番、10番、11番、14番、15番、18番、19番 西伊興二丁目全域 西伊興三丁目全域 西伊興四丁目全域 西伊興町42番～44番	古千谷一丁目全域 古千谷二丁目全域 古千谷本町一丁目全域 古千谷本町二丁目全域 古千谷本町三丁目全域 古千谷本町四丁目全域 伊興二丁目3番～8番、13番～16番、20番、21番 伊興四丁目11番、16番～20番 伊興五丁目3番～23番 東伊興一丁目2番、3番、5番～16番 東伊興二丁目14番～21番 西伊興一丁目2番、3番、6番、7番、10番、11番、14番、15番、18番、19番 西伊興二丁目全域 西伊興三丁目全域 西伊興四丁目全域 西伊興町42番～44番
(以下略)		

第 6 7 号議案

足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

足立区立認定こども園の管理運営に関する規則（平成 2 4 年足立区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「8 月 2 4 日」を「8 月 3 1 日」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「8 月 2 5 日」を「9 月 1 日」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「8 月 2 4 日」を「8 月 3 1 日」に改める。

付 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

夏季休業期間短縮の見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 6 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

件 名	足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課
内 容	<p>「足立区立認定こども園の管理運営に関する規則」の一部を下記のように改正する。</p> <p>1 変更点 第2条第1項第1号中「8月24日」を「8月31日」に改める。 第2条第1項第2号中「8月25日」を「9月1日」に改める。 第3条第1項第1号中「8月24日」を「8月31日」に改める。</p> <p>2 変更時期 平成29年度から</p> <p>3 変更の理由 夏季休業期間短縮の見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、この規則案を提出する。</p>
今後の方針	施行年月日 平成29年4月1日

足立区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>第1条 (省略)</p> <p>(学期)</p> <p>第2条 認定こども園の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から8月24日まで</p> <p>(2) 第2学期 8月25日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 条例第8条第2号に定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(2) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで</p> <p>(3) 春季休業日 3月26日から4月5日まで</p> <p>(4) ～(6) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第4条～第15条 (省略)</p>	<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(学期)</p> <p>第2条 認定こども園の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 条例第8条第2号に定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(2) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで</p> <p>(3) 春季休業日 3月26日から4月5日まで</p> <p>(4) ～(6) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第4条～第15条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (平成28年 月 日教委規則第 号)</p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>

第 6 8 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

従事日時	従事内容	依頼元
1 0 月 2 8 日 (金) 13:00~17:00	研修講師 「事例から学ぶ行政経営研修」	公益財団法人 大阪府市町村 振興協会
1 1 月 1 6 日 (水) 13:30~16:30	研修講師 「公共施設マネジメントフォーラム」	東洋大学

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため、この案を提出いたします。

第 6 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。</p> <p>2 従事内容等</p> <p>(1) 研修講師 (大阪府大阪市)</p> <p>日時：10月28日(金)午後1時00分～午後5時00分</p> <p>内容：事例から学ぶ行政経営研修</p> <p>(2) 研修講師 (千代田区)</p> <p>日時：11月16日(水)午後1時30分～午後4時30分</p> <p>内容：公共施設マネジメントフォーラム</p>
今後の方針	<p>従事日が勤務日にあたる場合は、年次有給休暇を取得し、対応する。</p> <p>また、業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図る。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	平成28年度東京都公立小中学校ICT教育環境整備支援事業の実施について
所管部課名	学校教育部 教育政策課、教育指導課
内 容	<p>足立区教育委員会及び学校が、平成28年度東京都公立小中学校ICT教育環境整備支援事業（出前ICT環境整備支援事業・ICTアドバイザー事業）の指定を受けたため、下記のとおり実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定校（3校） 西新井小学校、興本小学校、扇中学校</p> <p>2 概要 都内区立小中学校におけるICT教育環境整備を促進するため、モデル校への機器の貸出し及び同モデル校におけるICT教育機器の活用を支援するための専門家派遣、授業支援等。</p> <p>（1）配備機器等（貸出し） タブレットPC（60台/校）、充電保管庫、電子黒板（プロジェクタータイプ）（3台/校）、無線LAN環境等</p> <p>（2）支援体制等 有識者、ICT支援企画員、ICT支援管理者、ICT支援員、ヘルプデスク等</p> <p>（3）支援有識者 ・北澤 武 氏（東京学芸大学 教育学部准教授） ・福本 徹 氏（国立教育政策研究所 総括研究官） ・今井 慎一 氏（東京学芸大学 教育学部講師）</p> <p>（4）事務局（受託事業者） NTT東日本</p> <p>3 事業期間 平成28年9月から平成29年7月まで</p> <p>4 対象校数等 6地区18校（1地区3校＝小学校2校、中学校1校） 府中市、調布市、小平市、国分寺市、江東区、足立区</p>
今後の方針	事業期間中、配備されたICT機器環境を活用した公開授業の実施が義務付けられている。当区では、平成29年2月に実施予定のため、円滑な実施に向け、準備を行う。

教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	「学校教育相談の充実によるいじめ防止対策」の策定について														
所管部課名	学校教育部 教育政策課、教育指導課 こども支援センターげんき 教育相談課														
内 容	<p>平成28年3月14日、「足立区いじめ調査委員会」（区長の附属機関）より区長へ提言（「～実効性ある、いじめ防止対策とするために～」）があった。これを受け、区教育委員会としての基本方針を別紙のとおり策定した。</p> <p>【区長への提言のポイント】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td> <p>学校内での情報の共有化について</p> <p>(1) 学校の運営組織「生活指導部会」のメンバーとしてSCを位置づける。</p> <p>(2) SCには、定期的に、ごく短時間でもよいので口頭で報告してもらい、管理職、担任教諭、生活指導主任等が情報共有する。</p> <p>(3) 養護教諭がキーパーソンとなってSCの情報を把握する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td> <p>学校のSC活用について</p> <p>(1) SCの役割と現状を適切に理解する。</p> <p>(2) 全校集会・学年集会など全児童・生徒が集まる機会に、SCを紹介し、月1回程度児童・生徒の前で話をする機会をつくる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td> <p>SCによるカウンセリング及びカウンセリングルームについて</p> <p>(1) カウンセリングは「子どもが直接予約」が基本である。</p> <p>(2) カウンセリングルームの環境整備を進める。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td> <p>いじめ相談箱について</p> <p>「誰が開けて、誰が見るのか」をはっきりとさせ、児童・生徒に周知する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td> <p>いじめアンケートの活用方法について</p> <p>「いじめ受付表」を定期的(たとえば新学期ごとなど)に見直す。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td> <p>その他</p> <p>(1) 教員の意識を高めるために、具体的な話をする。そして、手引書が必要である。</p> <p>(2) 「何がいじめか」について、小学生のうちから繰り返し指導する。</p> <p>(3) 小学校低学年時からいじめ予防のためのアンテナを張り、小学校から中学校への進学時にも、いじめの兆候については、引き継ぎを徹底する。</p> <p>(4) SSWは教員・SCとは異なる視点から子どもと家庭を支援できる。このことを認識し、積極的に活用する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td> <p>まとめに代えて -学校訪問を行って-</p> </td> </tr> </table>	1	<p>学校内での情報の共有化について</p> <p>(1) 学校の運営組織「生活指導部会」のメンバーとしてSCを位置づける。</p> <p>(2) SCには、定期的に、ごく短時間でもよいので口頭で報告してもらい、管理職、担任教諭、生活指導主任等が情報共有する。</p> <p>(3) 養護教諭がキーパーソンとなってSCの情報を把握する。</p>	2	<p>学校のSC活用について</p> <p>(1) SCの役割と現状を適切に理解する。</p> <p>(2) 全校集会・学年集会など全児童・生徒が集まる機会に、SCを紹介し、月1回程度児童・生徒の前で話をする機会をつくる。</p>	3	<p>SCによるカウンセリング及びカウンセリングルームについて</p> <p>(1) カウンセリングは「子どもが直接予約」が基本である。</p> <p>(2) カウンセリングルームの環境整備を進める。</p>	4	<p>いじめ相談箱について</p> <p>「誰が開けて、誰が見るのか」をはっきりとさせ、児童・生徒に周知する。</p>	5	<p>いじめアンケートの活用方法について</p> <p>「いじめ受付表」を定期的(たとえば新学期ごとなど)に見直す。</p>	6	<p>その他</p> <p>(1) 教員の意識を高めるために、具体的な話をする。そして、手引書が必要である。</p> <p>(2) 「何がいじめか」について、小学生のうちから繰り返し指導する。</p> <p>(3) 小学校低学年時からいじめ予防のためのアンテナを張り、小学校から中学校への進学時にも、いじめの兆候については、引き継ぎを徹底する。</p> <p>(4) SSWは教員・SCとは異なる視点から子どもと家庭を支援できる。このことを認識し、積極的に活用する。</p>	7	<p>まとめに代えて -学校訪問を行って-</p>
1	<p>学校内での情報の共有化について</p> <p>(1) 学校の運営組織「生活指導部会」のメンバーとしてSCを位置づける。</p> <p>(2) SCには、定期的に、ごく短時間でもよいので口頭で報告してもらい、管理職、担任教諭、生活指導主任等が情報共有する。</p> <p>(3) 養護教諭がキーパーソンとなってSCの情報を把握する。</p>														
2	<p>学校のSC活用について</p> <p>(1) SCの役割と現状を適切に理解する。</p> <p>(2) 全校集会・学年集会など全児童・生徒が集まる機会に、SCを紹介し、月1回程度児童・生徒の前で話をする機会をつくる。</p>														
3	<p>SCによるカウンセリング及びカウンセリングルームについて</p> <p>(1) カウンセリングは「子どもが直接予約」が基本である。</p> <p>(2) カウンセリングルームの環境整備を進める。</p>														
4	<p>いじめ相談箱について</p> <p>「誰が開けて、誰が見るのか」をはっきりとさせ、児童・生徒に周知する。</p>														
5	<p>いじめアンケートの活用方法について</p> <p>「いじめ受付表」を定期的(たとえば新学期ごとなど)に見直す。</p>														
6	<p>その他</p> <p>(1) 教員の意識を高めるために、具体的な話をする。そして、手引書が必要である。</p> <p>(2) 「何がいじめか」について、小学生のうちから繰り返し指導する。</p> <p>(3) 小学校低学年時からいじめ予防のためのアンテナを張り、小学校から中学校への進学時にも、いじめの兆候については、引き継ぎを徹底する。</p> <p>(4) SSWは教員・SCとは異なる視点から子どもと家庭を支援できる。このことを認識し、積極的に活用する。</p>														
7	<p>まとめに代えて -学校訪問を行って-</p>														
今後の方針	<p>本方針のほか都の「人権教育プログラム」や「いじめ防止教育プログラム」等あらゆる資源を活用し、区及び学校が一丸となっていじめ防止に取り組んでいく。</p>														

学校教育相談の充実によるいじめ防止対策

足立区いじめ調査委員会 提言

～実効性ある、いじめ防止対策とするために～

を受けて

平成28年9月

足立区教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

足立区は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）」に基づき、平成26年2月6日に「足立区いじめ防止基本方針」を策定しました。区立学校は、これらを踏まえて学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、区と学校が一体となり、いじめ防止対策に取り組んできました。

平成28年3月14日、区長の付属機関である「足立区いじめ調査委員会」から区長へ提言（「～実効性ある、いじめ防止対策とするために～」）がありました。2年間をかけて学校を視察し、現状を踏まえた提言となっており、この趣旨を教育活動にいかし、いじめ防止に取り組んでいく必要があります。

また、この提言を受け、教育活動において特にポイントとなる重点を以下にまとめました。改めて自校の教育活動を振り返り、校長のリーダーシップの下で全教職員が一丸となった、組織的ないじめ防止対策に役立ててください。

平成28年9月

足立区教育委員会

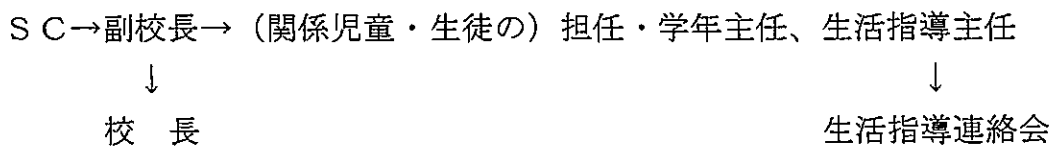
(1) 学校の運営組織「生活指導部会」のメンバーとしてSCを位置づける。

- 全校でSCを生活指導部会に位置づけ、SCの勤務日にあわせて生活指導連絡会を開催するなど、情報共有の機会を確保してください。
- いじめに関する案件について作成する、「いじめ受付表」と「いじめに関する児童・生徒等の記録（個票）」（以下「個票」という。）は、SCも含めた全教職員で情報を共有してください。

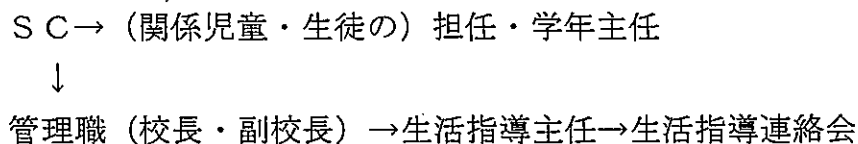
(2) SCには、定期的に、ごく短時間でも良いので口頭で報告してもらい、管理職、担任教諭、生活指導主任等が情報共有する。

- SCには、1日の相談や授業観察を報告書にまとめ、毎回管理職に提出するとともに、いじめにつながる恐れのある案件や特に重要と思われる事案があった場合は、必ず口頭で管理職や担任、生活指導主任に直接伝えるよう指導していますが、情報の共有が不十分と思える場合は、丁寧に報告するようご指導ください。
- 学校は、SCからの報告体制を整え、必ず口頭で報告を受けるよう、時間を確保してください。

通常の場合（例）



緊急の場合（例）



(3) 養護教諭がキーパーソンとなってSCの情報を把握する。

- 2名のSCの情報をもとに、日々の対応に生かすことができるのは、養護教諭が最適との指摘を受けました。しかし、養護教諭の経験や力量にも左右される内容です。管理職による指導・指示を基に養護教諭、生活指導主任、担任が連携を取りながら、生活指導部会として組織的に取り組むように体制を整備してください。
- 下記取り組み例を基に、いじめの早期発見のための取組を実施してください。

【取組例】

- ① 保健室来室時に問診表のようなものを書かせる。質問項目の中に、「悩み事がありますか」など、児童・生徒の心の状況を尋ねるものを入れる。
- ② 特に理由もなく、「なんとなく」保健室に来る児童・生徒は、それが何かのサインと捉え、その日のうちに担任・生活指導主任に状況を伝える。

2 学校のSC活用について

(1) SCの役割と現状を適切に理解する。

- SCには、心理の専門家としての視点から子どもの状況を把握する役割があります。その役割を果たすために、教室の中の様子の観察だけでなく、相談室を開放し、子どもが気軽に安心して話せる場所として、相談室を利用できるようにしてください。
- SCが家庭訪問することが有効であると考えられる場合は、担任等と協力しながら可能な限りそれを実現し、課題の解決を図ってください。

【相談室の開放について】

相談室の開放にあたっては、まずSCも参加している校内委員会等で相談室の利用のルールを決め、管理職から全教職員に周知してください。その際、開放する時間帯（20分休みや放課後に開放している学校が多い）や利用上の約束事を児童・生徒に徹底するとともに、相談室の前に「相談中」「巡回中」「開放中」等の札を掲示して、児童・生徒に分かりやすいようにしてください。

利用上の約束については、室内に掲示し、利用する際に一緒に確認します。

<利用上の約束の例>

- ・「相談中」の札がある時には、勝手に入らない
- ・相談室内の道具は、部屋の外に持ち出さない
- ・静かに過ごす
- ・時間を守る など

(2) 全校集会・学年集会など全児童・生徒が集まる機会に、SCを紹介し、月1回程度児童・生徒の前で話をする機会をつくる。

- 児童・生徒にSCへの親近感を持たせるため、年度初めの全校集会や月ごとの学年集会などでSCを全校児童・生徒に紹介してください。
- さらに、SCが積極的に教室での子供たちの様子を観察できるよう、管理職が主導してスケジュールを決め、実施してください。

3 SCによるカウンセリング及びカウンセリングルームについて

(1) カウンセリングは「子どもが直接予約」が基本である。

- 児童の発達段階によっては、予約に至らず、カウンセリングの機会を逸することも考えられます。予約を待つだけでなく、児童・生徒の様子を見て担任等から積極的にSCに繋ぐこと、SCが積極的に子どもたちと関わる中で子どもの様子を掴んでいくことが重要です。また、日頃から保護者へSC配置の趣旨や予約方法について情報発信するなど、様々な方法で子どもをケアする体制を築いてください。
- 「悩みを知られたくない」子どもにとっては、SCとの面談予約をするのに、担任だけでなく、場合によっては管理職、養護教諭を窓口としても、難しい場合が考えられます。様々な悩みに対応し、複数の方法で予約できる仕組みを構築してください。
- 保護者に対しても、保護者が直接予約し、保護者自身がSCとの面談を受けることが可能であることを保護者会やカウンセラーだより等を通じて周知してください。

【相談室の予約の仕方について】

相談室の予約の仕方については、児童・生徒が混乱しないように「相談したいことがあった時は、自分で直接SCに言いに行っても良いです」など具体的に周知します。直接予約できることを折に触れ伝えてください。

また、相談室の前などに相談専用の「予約ポスト」を設置し、そこに児童・生徒、保護者が「相談申込書」（「カウンセラーだより」の一部を切り取って使えるようにします）を自由に投函できるようにしている学校もあります。保護者の場合は、匿名でもSCに電話を取り継げるようにすることも、一つの方法です。

* SCへの直接予約で相談が始まった場合も、相談の中で詳細を聞き状況を整理した上で、児童・生徒や保護者に了解を得て、集団守秘義務を基に担任等に伝えるという流れをたどるようにしています。

(2) カウンセリングルームの環境整備を進める。

- 訪れる子どもの気持ちを最優先に考え、相談室は専用の場所を確保し、可能な限り、職員室やPTA会議室のそばには設置しない等の配慮をしてください。
- また、心の交流にふさわしい環境となるよう、室内の整備をしてください。
- カウンセリングが行われていることが他者に分からないようにする配慮も必要です。

4 いじめ相談箱について

「誰が開けて、誰が見るのか」をはっきりとさせ、児童・生徒に周知する。

- 下記設置例をもとに子どもたちが安心して「いじめ相談箱」を利用できるようにしてください。

【設置例】 ・校長室前や保健室前など、安心できると思える場所に設置。
・玄関など、人が多く通る場所には設置しない。

- 平成28年4月5日の臨時校長会において、「いじめ相談箱」の担当者を明確にするよう依頼しましたが、折に触れていじめ相談箱について児童・生徒に周知し、いじめ相談箱を有効に活用してください。

【活用例】 ・相談箱は校長が確認する。
・「校長だけが相談箱を開ける」ということを明示し、子どもが安心して手紙を入れられるようにする。

5 いじめアンケートの活用方法について

「いじめ受付表」を定期的（たとえば新学期ごとなど）に見直す。

- いじめと思われる状況があった場合に作成いただいているいじめ受付表のデータは、全教職員が見られる場所に保存し、誰でも常に加筆できる状態にしてください。これには、本人や保護者からの訴えの他、いじめアンケートや教員、SC等の見取りからの情報も記載し、全教職員で学校全体の状況を共有できるものとしてください。
- 子どものトラブルは「繰り返し起こるものである」という認識のもと、「解決した」と見られる場合でも継続して十分な注意を払い、適時指導できるよう常に更新してください。
- いじめ受付表の中で解消に至っていないものについては、個票を作成し、より丁寧に対応してください。

【丁寧な対応とは】

全教職員で情報を共有し、休み時間・清掃中・専科の授業中・特別活動・学校行事など、あらゆる場面で目が行き届くようにする。いじめにつながるような言動があった場合には、誰もがその場で適切な指導ができるようにする。

6 その他

(1) 教員の意識を高めるために、具体的な話をする。そして、手引書が必要である。

□ 「人権教育プログラム」及び「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—」を活用した、いじめ防止研修を実施してください。

(2) 「何がいじめか」について、小学生のうちから繰り返し指導する。

□ 「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こり得ること」という認識をもった上で、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを学校全体として改めて徹底してください。

□ 同時に、「いじめられている児童・生徒は徹底して守り通す」姿勢を示し、いじめとは何かについても、具体的な場面を通して、その都度厳しく指導してください。

□ 児童会や生徒会が主体となって、いじめをなくそうとする活動を進め、成果をあげている学校もあります。このような優れた事例を参考に、各校において工夫した教育活動を展開してください。

(3) 小学校低学年時からいじめ予防のためのアンテナを張り、小学校から中学校への進学時にも、いじめの兆候については、引継ぎを徹底する。

□ 小中連携事業や生活指導連絡会を通じて、小学校から中学校への情報共有や引継ぎを円滑に行ってください。この際、いじめ受付表や個票等を活用し、情報共有や引継ぎのさらなる充実を図ってください。

(4) SSWは教員・SCとは異なる視点から子どもと家庭を支援できる。このことを認識し、積極的に活用する。

□ SSWについては、導入から日が浅く、その役割や足立区における活用のあり方については、まだ十分に理解されているとは言い難いところがあります。

□ まずは、SSWの存在と役割、活用の仕方等について、教職員へ周知してください。

□ 教育委員会としても、モデル校での実践事例を共有し、今年度新たに展開する5・2校を中心に、SSWと教員との連携や役割分担について理解を深めていきます。

□ SSWには「家庭と子ども」のケアを中心に学校とつなぐ役割を果たせるよう、連絡会などの場面を利用して普及・啓発に努めていきます。

提 言

～ 実効性ある、いじめ防止対策とするために ～

平成28年3月14日

足立区いじめ調査委員会

提言にあたって

足立区いじめ調査委員会は、いじめに関する具体的な調査案件が諮問された時に、速やかに対応を始め対策について答申できるよう、平素から区立小中学校の実情を把握する必要があるとの認識から、平成26年度・27年度の2年間にわたり、学校訪問を実施した。特に、27年度においては、SC（スクールカウンセラー、以後SCで統一）及びSSW（スクールソーシャルワーカー、以後SSWで統一）といじめ防止の取り組みを含む忌憚のない意見交換を行った。

幸いにも、現在のところ具体的な調査案件の諮問はないが、学校訪問などを通し委員会として意見交換したものをまとめ、2年間の委員任期の区切りとして、提言するものである。

平成25年11月25日に、足立区いじめに関する調査委員会（平成22年に発生した区立中学校に在籍する生徒の自死事件についての調査を実施）から出された調査報告書の中にも、「提言」はまとめられている。このたびの「提言」は、学校訪問を通して得られた各学校の優れた取り組みや工夫について、他校の参考になる点やフィードバックできる点を具体的に提示することに重きをおいて、まとめたものである。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されて以来、各自治体や教育委員会、学校で、いじめ防止に向けての取り組みが実施されてはいた。それにもかかわらず、平成27年7月に起きた岩手県の中学生自死事件のような不幸な事件が再発している。

平成22年に起きた区内中学生自死事件においても、担任・養護教諭・SCへの相談窓口・いじめアンケートなど、いじめ防止に向けた体制はできていたが、結果的に機能しなかった（調査報告書より）。足立区は、この事件を風化させることなく、各学校の取り組みの優れた点は積極的に取り入れるとともに、異なる観点からの注意点・意見を真摯に受けとめながら、「地に足をつけた実効性ある」いじめ防止対策に取り組んでいただきたい。

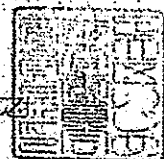
このことを強く要望し、別紙のとおり提言する。

平成28年3月14日

足立区長 近藤 やよい 様

足立区いじめ調査委員会

委員長 宮岡 孝



別 紙

1 学校内での情報の共有化について

岩手県で発生した自死事件に見られるように、各地で起こるいじめに関する事件で、必ず問題になるのが、この「情報の共有化」である。

本来、いじめ防止対策推進法では、学校ごとに「いじめ防止の専門組織」を常設して、いじめ問題に取り組むことになっている。これは、学校全体でいじめに取り組む仕組みづくりのためである。しかし組織をつくっても実際に機能しなければ意味がない。ここでは、学校内での「情報の共有化」について、より具体的な取り組みを提言する。

(1) 学校の運営組織「生活指導部会」のメンバーとしてSCを位置づける。

このたびの訪問校では、生活指導部会は、「週1回定期的に開催」が頻度として、一番多いものであった。都と区のSCが別の曜日に勤務する（都採用SCと区採用SCは、各々週1日学校に勤務するが、同じ曜日にならないよう配慮されている）ことを考慮すると、どちらかのSCに固定化されてしまうが、まずは、多様な情報を持ちうるSCを生活指導部会のメンバーとして位置づけることが重要である。「学校いじめ防止対策委員会」は既存の組織を活用することができるので、この委員会との併用が多い。訪問校の話の中でも、「情報の共有化」に係る中心的な運営組織は「生活指導部会」であるため、より「機能している運営組織」のメンバーに位置づけていただきたい。

(2) SCには、定期的に、ごく短時間でもよいので口頭で報告してもらい、管理職、担任教諭、生活指導主任等が情報共有する。

訪問校の中に、「SC運営委員会」を週1回定期的に1時間ずつ開催している事例があり、また、「SCの退勤時に毎回あがってくる報告書が、情報源としては非常に大きい」という校長の声もあったが、SCとの情報共有については、各校対応は様々である。パソコンやファイルでの情報共有だけでは、自主的に読まなくてはわからないし、読んでも印象に残らない。その点、たとえ1分であっても口頭報告の方が情報はきちんと伝わる。

SCの配置については、平成26年度から人数が倍増されたこともあり、半数以上が「足立区経験は2年目」という経験の浅さは実態としてあるが、「カウ

ンセリングの専門職であり、教師とは異なる目線で子どもの状況把握ができる」ことを踏まえ、積極的に活用し、情報を共有していただきたい。SCは、学校の時間外（学童保育など）についても情報を持っていることがある。

(3) 養護教諭がキーパーソンとなってSCの情報を把握する。

SCは、「1校に週1日勤務」が基本であり、気になる子どもの様子を毎日継続して観察することはできない。また、子どもからのメッセージについても、即日にはなかなか対応できない。養護教諭は常勤職員であり、子どもとの個人的な接触が多いため、いじめ防止の取り組みのキーパーソンとしての活躍が期待できる。訪問校の中には、実際に、地域・保護者の信頼が厚くキーパーソンとなっている事例があった。養護教諭がキーパーソンとなり、週1日勤務のSC2人（都1人・区1人が基本）との情報交換が密にできれば、情報共有化の土台としてたいへん有効である。

また、保健室で体調を確認する時に、質問票の中にいじめ関係の項目を入れて自然に状況を把握するなど、体調や悩み事などを相談できる用紙がおいてあるのは、いじめの早期発見等に有効である。養護教諭が問題を発見し、管理職あるいはSCへつなぐことで効果をあげている学校があった。

2 学校のSC活用について

(1) SCの役割と現状を適切に理解する。

担任教諭が子どもの状況を完全に把握するのは困難があり、SCは、異なる目線でフォローする役割を担っている。

例えば、相談室開放では、何もしなそうな人間関係の中に潜むトラブルの芽を発見したり、子ども同士の力関係を観察したりすることもできる。SCが「相談室を開放する意味」を学校に伝えきれずにいる場合もあるので、まずは、話を聞いて受け止めていただきたい。

また、「家庭訪問」については、担当所管である「こども支援センターげんき」によれば、「校長から依頼があった場合に、担任等に同行するかたちでの家庭訪問は可能。ただし、基本的にはSCは校内での勤務が中心なので、学校での面接につなぐための手立てと考えている。保護者や本人との関係ができている場合は、2回目以降はSCのみで訪問することもある。」とのことである。都採用のSCについては「校長が必要と認め、保護者が了解したうえで担任等

が同行する場合に限る。」と限定されている。

- (2) 全校集会・学年集会など全児童・生徒が集まる機会に、SCを紹介し、月1回程度児童・生徒の前で話をする機会をつくる。

SCの話を通じて、定期的に聞くことは、子どもたちがSCを身近に感じ、気軽に相談できるきっかけや一助となる。足立区は既に取り組んでいるが、一緒に給食を食べることも有効である。

※SCの方へ

SCは、カウンセリングの専門職であり、教師とは異なる目線で子どもの状況把握をする重要な役割を担っています。よって、受け身ではなく、授業観察を自主的に行うなど、自ら積極的に動くことが必要です。しかしながら、「校長の管理のもと」という前提があるので、SCが勝手に動くのは厳禁です。

こういった点を、研修等の中で再確認いただきたい。

3 SCによるカウンセリング及びカウンセリングルームについて

- (1) カウンセリングは、「子どもが直接予約」が基本である。

予約の取り方は各校で様々だったが、「担任教諭を通して予約」というのは、悩みを持っていることを知られたくない場合や担任教諭とうまくいっていない場合などを考慮すると無理がある。校長・副校長・生活指導主任も同様である。そこで、子どもが直接SCにカウンセリング予約ができるシステムを推奨する。

- (2) カウンセリングルームの環境整備を進める。

カウンセリングルームは「他の子どもたちに悟られずに、本人が静かに心を打ち明けられる場所」であり、行きやすい場所とする必要がある。例えば、保健室の隣は目立たない。「ちょっとお腹が痛いから保健室に行く」と言って、手軽に入室できる。保健室の中から隣の部屋（カウンセリングルーム）へ続くドアはさらに有効である。保健室の隣が物置であったりするのは、もったいない話であり、校長の裁量でできる部分もあると思われるので、カウンセリングルームは目立たない場所とすることを是非にお願いしたい。

逆に、職員室やPTA室の隣は、子どもや保護者の心情からすると厳しいの

で、可能な限り避けていただきたい。

また、望ましい部屋のあり方（机の大きさ、配置、部屋の飾り、カーテン、部屋向きなど）については、SCに相談し、意見を聞いていただきたい。訪問校の多くが、殺風景、粗末な備品、冷暖房なしといった部屋になっており、心を開いてSCと心の交流ができるような環境には程遠いように思われた。そのことがSCにとってもより孤立感を深めているようにも思われたので、この点を付言しておく。

施設の構造上無理な部分もあるとは思うが、可能な部分については、カウンセリングの環境整備について、ぜひ取り組んでいただきたい。

4 いじめ相談箱について

「誰が開けて、誰が見るのか」をはっきりとさせ、児童・生徒に周知する。

誰が見るかわからないものについては、子どもたちは本音では相談内容を書くことができない。例えば、担任教諭の話を書きたいと思っているのに、担任教諭本人が見る可能性があれば、書きようがない。

訪問校の中には校長が直接「相談箱」の対応をしている事例があった。その事例では「校長への相談」が、27年度半年間で7件あったとのことである。全校集会で校長自らが「何でもいいから」と呼びかけ、最低でも1日3回は相談箱を開け確認、相談の手紙が入っていたら、最初はまず、子どもと校長が面談することである。比較的、小規模の学校であるからできたことかもしれないが、数少ない成功事例であるといえる。

「いじめ相談箱の設置」については、「足立区いじめ防止基本方針」に則り、全ての学校に設置すべきものとなっている。このたびの訪問校についても例外なく「設置」されてはいたが、機能しているかどうかについては疑問が残る。相談箱に何も入っていない事がすなわち何もない事を意味しない。対応は必ずしも校長である必要はないが、「相談箱を開けて対応する人」を明示し、呼びかけることが重要である。箱を設置するのみでは、機能はしにくいと思われる。

5 いじめアンケートの活用方法について

「いじめ受付表」を定期的（たとえば新学期ごとなど）に見直す。

足立区では、平成27年11月実施のいじめアンケートから、いじめの認知に関係なく「いじめ受付表」として、一覧表を学校から教育指導室に提出することとなった。「受付表」を見ると、いじめと認知しなくとも、「誰が誰をどうした」程度の記録は残る。この記入があれば個票までは必要ないと思われる。ただし、「この程度はいじめではない」あるいは「解決した」と思っても、次年度に、その子どもたちの様子はぜひ気をつけて見てほしいので、そういった観点から、学校においては、「いじめ受付表」を定期的に見直すことができる状態にしておいていただきたい。

いじめとは認知しない、あるいは解決したと認識した場合も日常的にアンテナを張っておくことが重要である。一度は解決しても、結局、同じ子どもが継続して関係してくる事例も多く見られる。

また、一過性で一週間トラブルが起こっていても、それをいじめとはほとんど認知しない。問題になるのは、もう少し長く継続的なトラブルであることを考えると、アンケートは年間で3回実施すれば、回数としては十分だと思われる。

さらに、訪問校の中には、いじめアンケート後に全員ヒアリングをするという事例があった。そういった取り組みを行えば、アンケートの後に「先生と話すのが面倒くさい」と思い「いじめがない」と回答する子どもが減るだろう。

6 その他

(1) 教員の意識を高めるために、具体的な話をする。そして、手引書が必要である。

教員の意識を高めることは不可欠であるが、教員向けには、研修などを通し、例えば「机の中がぐじゃぐじゃになっていたら危険」や「机を5ミリ離すという微妙な離し方になると、危険」といったいじめの兆候事例を伝えるなど具体的な話をしないと、いじめについての認識は浸透しない。参考資料として何らかの手引書が必要であるが、手引書を配付して終わりではなく、時間を決めて皆で音読するぐらいの工夫が必要である。

(2) 「何がいじめか」について、小学生のうちから繰り返し指導する。

「何がいじめか」という認識（本人がいやなら「いじめ」）が浸透していない可能性がある。できれば、心のやわらかい小学生のうちに、どういったことが「いじめ」で「こういったことはよくない」というのを繰り返し教えていくことが有効である。学校訪問時にも、「いじめ問題は小学校時代に根源がある」「小学校1年生の時から積み重ねが、いじめの背景にある」という校長の話もあった。

(3) 小学校低学年時からいじめ予防のためのアンテナを張り、小学校から中学校への進学時にも、いじめの兆候については、引き継ぎを徹底する。

全国的な調査でも小学生のいじめ認知件数が増加している実態があり、「いじめは中学生、あるいは小学生でも高学年が中心」と考えるのは危険である。訪問した中学校の中には、小学校に出向いて聴き取りをしたうえで学級編成に活かしている事例があった。この取り組みは、中学校から高校への引き継ぎの際もぜひ取り入れていただきたい。

(4) SSWは教員・SCとは異なる視点から子どもと家庭を支援できる。このことを認識し、積極的に活用する。

SSWの足立区における取り組みはまだ浅いため評価する時期にないが、教員とは異なる視点から子どもと家庭を支援できることを確信している。SSWについては、役割の最重要なものを、例えば「学校・家庭・地域をつなぐコーディネーター」としての機能と考えれば、そのことに対するSSWの力量は非常に大きいものが求められている。

教員の本務は教室にあり、学校へ来ない子どもと家庭への対応を教員が背負うことには無理がある。教員が教室に集中できる環境を整えるためにも、SSWを積極的に活用してほしい。

7 まとめに代えて ー学校訪問を行ってー

【 宮岡委員長より 】

当初、いじめ調査委員会が学校訪問することに違和感を持った校長も多かったと思われる。それは、委員会に調査されるほど重大ないじめの実態がないの

に何故という想いがあったからであろう。

学校訪問を実施する中で、特に2年目にあっては、各学校でどのようないじめ防止対策がとられているか、また、委員が授業を見学することで当該学校のありのままの様子を知ろうとしていることが認識されて、学校訪問自体がスムーズに行われるようになった。特に、各学校におけるいじめ防止についての具体的な対応や、優れた点についての報告があった場合には、その場で委員と教員との間で活発な意見交換が行われ、予定時間を超過することも多々あった。

また、学校訪問の度にカウンセリングルームを見学し、SCが在籍した場合には意見交換を行った。今回の提言においてSCに関する事項を多く取り上げたのは、足立区が平成26年度から、子どもの心のケアが重要だとして予算を投入した結果、区のSCが17名から34名に増員されたことによるものである。このSCが、子どもたちの命の安全や心身の健康を守ることができる体制強化に役立つために、管理職は、SCを学校組織の一員として受け入れ、活躍の場を用意するなどの方策をとることが必要だと考えたためである。

このように、いじめ調査委員会の趣旨がいじめ防止の取り組みについての区立小中学校の実情把握であることが理解され、今度は学校側が積極的にいじめ対策を発表する場となったことや、委員が学校の有効な具体的取り組みを各学校に広めるべきことを発見するなど、いじめ防止のための有機的な関連性が生まれたのではないかと考えている。学校訪問が一定の成果を挙げたこと、今後もこのような活動は有用であると付言して、まとめに代える。

足立区いじめ調査委員会の活動

1 足立区いじめ調査委員会委員

氏名	役職等
みやおか たかゆき 宮岡 孝之 【委員長】	弁護士 元足立区人権擁護委員 元足立区公益監察員
すずき たかひろ 鈴木 高弘 【副委員長】	専修大学付属高等学校理事 (国)教育再生実行会議委員 (都)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員
おおはし めぐみ 大橋 恵 (平成26年9月5日～)	東京未来大学 こども心理学部 准教授 博士(社会心理学)

※ 亀田徹委員(当時、PHP研究所教育マネジメント研究センター長)は平成26年8月末まで

【委員任期】平成26年6月2日～28年6月1日 (2年)

【区長が諮問し、調査委員会が招集される場合】

- (1) 重大事態に該当するいじめが発生し、教育委員会が行った調査結果に対する再調査
- (2) 区立学校においていじめが認められ、区長がその事実の調査・解決が必要と認めるとき

2 委員会開催状況

(平成26年度)

第1回	6月2日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 足立区いじめ防止基本方針について 3 平成25年度区内小・中学校のいじめの状況について 4 今後の進め方等確認
	9月～ 11月	<p>【 学校訪問 】 10校実施</p> <p>いじめに関する具体的な調査案件があがってきた時に、速やかに初動し対策について答申できるよう、区立小中学校の実情を把握するために実施。</p>
第2回	2月2日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめに関する調査の進め方について 2 学校訪問を終えての意見交換等

(平成27年度)

第1回	5月12日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 SSW(スクールソーシャルワーカー)の小中学校派遣について(情報提供) 2 平成26年度区内小・中学校のいじめの状況について 3 平成27年度学校訪問及び活動方針について
	9月～ 10月	<p>【 学校訪問 】 11校実施</p> <p>いじめに関する具体的な調査案件があがってきた時に、速やかに初動し対策について答申できるよう、区立小中学校の実情を把握するために実施。</p>
第2回	11月17日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の取り組み等について 2 学校訪問等を踏まえ、提言に向けての意見交換
第3回	1月7日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の取り組み等について 2 学校訪問等を踏まえ、提言に向けての意見交換
第4回	2月12日(金)	提言に向けた検討
第5回	3月14日(月)	提言の確認

3 学校訪問実施校

(平成26年度)

訪問日	学校名	備考
9月19日(金)	新田学園 本木小学校	小中一貫校 人権尊重教育推進校
9月26日(金)	綾瀬小学校 第十一中学校	綾瀬地域 五反野地域
10月28日(火)	入谷南中学校 第十四中学校	区北西部地域 竹の塚地域
11月21日(金)	蒲原中学校 六木小学校	区東部地域 区北東部地域
11月25日(火)	千寿桜堤中学校 千寿常東小学校	千住地域 千住地域

(平成27年度)

訪問日	学校名	備考
9月18日(金)	足立小学校 千寿青葉中学校	五反野地域 千住地域
10月6日(火)	第十三中学校 栗島小学校	区北東部地域 区中央部地域
10月8日(木)	加賀中学校 淵江中学校	区西部地域 竹の塚地域
10月20日(火)	西新井中学校 こども支援センターげんき	西新井地域 SC及びSSWとの意見交換
10月27日(火)	舎人小学校 興本扇学園・西校舎	区北西部 小中一貫校
10月29日(木)	花畑第一小学校 花畑中学校	区北東地域 区北東地域

教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	「いじめの定義」について
所管部課名	学校教育部 教育指導課
内 容	<p>いじめ防止対策推進法施行後も、地方公共団体間でいじめの認識に格差があることから、文部科学省より、改めて「いじめの定義」についての指導があった。</p> <p>下記のとおり、「いじめの認識」について、「いじめ防止対策推進法」に基づいたものとして各学校に徹底するとともに、「いじめ受付表」・「いじめ個票」の作成基準についても、別紙のとおり変更する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 いじめの定義</p> <p>「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（例）Aが遊んでいたらBに突然お腹を軽くパンチされた。 Aは、心理的にも物理的にも苦痛を感じた。担任がBから話を聞いたところ、Aに嫌なことを言われ、Bは心理的苦痛を感じたとのことだった。本人同士が話し合いをして解決した。</p> <p style="margin-left: 40px;">⇒Aに対するBによるいじめ ⇒Bに対するAによるいじめ</p> </div> <p>2 いじめ対応受付表作成</p> <p>いじめの案件を全て受付表に記入し、当該校の全教職員で情報を共有する。</p> <p>3 いじめ個票作成</p> <p>いじめ対応受付表に挙げられた案件の中で、継続して指導が必要と認識したものについては、一人ひとり個票を作成し、組織的な対応をしていく。</p>
今後の方針	<p>解決に至っていないいじめ事案については、学校と教育委員会が十分な連携を図りながら、早急な解決に向けた取組を進める。</p>

「社会通念上のいじめ」

- 1対1のけんかではなく、大勢で一人を攻撃する（無視する、いやがることをする）のがいじめ。
- 児童・生徒から「いじめられた」という訴えがあった。（相談箱への投書、SCへの相談等も含む）
- 保護者から「我が子がいじめられた」という訴えがあった。
- 地域の方等から「いじめがある」という情報・指摘を受けた。
- アンケート等で「いじめられた」「いじめを見た」等の記述があった。
- 教職員がいじめの現場を目撃した。

文部科学省（問題行動調査）より

【昭和61年度】 ①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

【平成6年度】 ①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

【平成18年度】 当該児童生徒が、①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめ防止対策推進法

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「法律上のいじめの定義」

「いじめ」の捉え方を再確認しなければならない

いじめ受付表

- ① 「法律上のいじめの定義」に該当するものをすべて記録する。
- ② 内容は、時期や対応等について国の問題行動等調査と同項目。
- ③ 年3回（6・11・2月）、指導課に提出。（※必要に応じ適宜提出）

第二十三条

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

第二十三条

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

いじめに関する児童・生徒の記録（個票）

- ① 継続案件（解消まで引き継ぐ案件）について作成。
 - ② 児童・生徒ごと作成。解消まで引き継ぐ。
 - ③ 再発等は、過去のものをつけて、新たに作成。
 - ④ 内容は、時期や対応等について国の問題行動等調査と同項目。
 - ⑤ 年3回（6・11・2月）、指導課に提出。（※必要に応じ適宜提出）
- ※状況・対応については、保護者と連携を図る。

教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	鋸南自然の家・日光林間学園の指定管理者業務評価結果について
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	<p>鋸南自然の家・日光林間学園の指定管理者における、平成27年度分業務評価を行った。については、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定管理者 (1) 鋸南自然の家 西洋フード・コンパスグループ株式会社 (2) 日光林間学園 株式会社フォレスト</p> <p>2 評価方法 評価委員会において、指定管理者から提出された評価資料及び質疑応答に基づき評価を行った。 (1) 評価委員 6名 (有識者2名、小学校長2名、区職員2名) (2) 評価委員会実施日 ①鋸南自然の家 平成28年7月25日 ②日光林間学園 平成28年8月 1日</p> <p>3 評点及び評価 40点満点、7段階評価(A+、A、A-、B+、B、B-、C)</p> <p>4 評価結果 (1) 鋸南自然の家 36点 「A」 資料1「足立区立校外施設指定管理者評価委員会総合評価シート(鋸南自然の家)」参照 (2) 日光林間学園 38点 「A+」 資料2「足立区立校外施設指定管理者評価委員会総合評価シート(日光林間学園)」参照</p>
今後の方針	評価結果は区議会への報告後、ホームページで公表する。

総合評価シート

【評価対象施設】 足立区立鋸南自然の家

【評価対象年度】平成27年度 【自己評価】平成28年 6月 3日 【評価委員会】平成28年7月25日

【評価点】優れる（5点） 良好（4点） 標準（3点） 要努力（2点） 要改善（1点）

大項目		中項目		確 認 項 目				
1 管理 状 況	(1) 適切な 管理の 履行	基本協定や年度協定に沿って適切に管理が行われているか		評 価 点				
			指定管理者	担当課	評価委員会			
		①開館日の設定(一般利用) ◆需要を見込んだ効率的な開館計画	5	5	4.2			
		②施設・設備の保守点検(内容、回数) ◆仕様書に基づく、保守点検・水質検査・園庭管理の実施	5	5				
		③施設の清掃(内容、回数) ◆仕様書に基づく、清掃・害虫駆除の実施と施設内の整理整頓	5	5				
		④人員配置(配置数、専門性) ◆知識・経験・技量を有する人員の配置(フロント、調理担当、設備担当)	5	5				
		⑤人材育成の取り組み(知識・技術向上) ◆各種研修・講習の開催、スタッフの意識改革プログラムの実行	5	5				
		⑥前回の評価結果の反映状況 ◆改善したことや取り組んだこと・改善結果	4	4				
			計①	29	29			
			項目数②	6	6			
	評価点①÷②	4.8	4.8					
1 管理 状 況	(2) 安全性の 確保	施設の安全性は確保されているか		評 価 点				
			指定管理者	担当課	評価委員会			
		①防災体制(火災、地震、台風等) ◆消防計画の策定、自衛消防訓練の実施	5	5	4.8			
		②防災体制(運営事業計画書項目) ◆館内のセキュリティ管理、夜間警備体制 ◆施設内外の巡回、来所者の把握、鍵の貸出し管理	5	5				
		③緊急時の体制・対策(運営事業計画書項目) ◆危機管理マニュアル、緊急時の体制、緊急連絡先一覧等の整備 ◆災害用の食糧等の備蓄・補充	5	5				
			計①	15	15			
			項目数②	3	3			
			評価点①÷②	5.0	5.0			
		1 管理 状 況	(3) 法令等 の遵守	個人情報保護、各種法令等は遵守されているか		評 価 点		
					指定管理者	担当課	評価委員会	
①個人情報保護の取組み(運営事業計画書項目) ◆内部規定の策定、研修の実施	5			5	4.7			
②個人情報事故への対応 ◆個人データの漏洩や紛失事故の有無、データアクセスのID制御	5			5				
③労働条件の遵守(労働基準法、労働安全衛生法等) ◆労働条件審査主要チェックシートによる確認	5			4				
④各種法令等の遵守 ◆防火管理者・食品衛生責任者等の配置	5			5				
	計①			20	19			
	項目数②			4	4			
	評価点①÷②			5.0	4.8			
1 管理 状 況	(4) 適切な 財務・ 財産管理			適切な財務・財産管理が行われているか		評 価 点		
			指定管理者	担当課	評価委員会			
		①収支状況(安定的な運営) ◆管理運営経費や施設管理経費が収支計画に則しているか ◆収支計画に沿った収支改善の取組みの実施 ◆会社全体の安定的な運営	5	5	4.0			
		②現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆受入れた管理費は適切に記帳処理がされているか ◆帳簿・関係書類の整備・保存、経理状況の明確化	5	5				
		③経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置 ◆現金、貴重品の取扱い時の二重チェック体制の構築	5	5				
		④備品の管理 ◆動作確認、修繕・更新計画	5	5				
			計①	20	20			
			項目数②	4	4			
			評価点①÷②	5.0	5.0			

大項目		中項目			評価点			
2	事業効果	(1) 事業の取組み	運営事業計画書どおりの運営がされているか		指定管理者	担当課	評価委員会	
			①校外学習の向上に向けた取組み・方策 ◆児童が集団生活の中で、社会性・自律性・創造性を学ぶためへの支援 ◆施設内、施設外附属設備で実施可能なプログラムの検証・提案		4	4	4.0	
			②食育に向けた取組み・方策 ◆食への感謝と理解を深め、食に対する楽しさや興味への喚起、食材や栄養への知識の提供 ◆栄養バランスの整った食事、野菜摂取量、おいしい給食(食事)への取組み		4	3		
			③区民サービス向上に向けた取組み・方策 ◆特別料理、追加メニューや、地域特性を活かした事業の企画・実施 ◆季節のイベント、季節の花、気象情報、交通情報などの情報提供 ◆利用促進への取組み(広報・PR等)		5	5		
			④一般利用者へ適正かつ確実なサービス提供 ◆予約・利用申込みは、区の規定に従い優先順位の遵守、利用時間の遵守 ◆利用者の立場に立ちながら、公平な利用機会の提供		5	5		
			⑤利用者とのトラブル防止策 ◆対応マニュアル等による従業員への徹底、ヒューマンエラーの防止策 ◆トラブル内容の明確化と原因の調査、従業員への周知と業務への反映		5	5		
			⑥施設を効率的に管理するための方策 ◆作業や運用の工夫による経費削減の取組み、破損や故障の迅速な修繕		5	5		
			⑦贈り業務体制と衛生管理の取組み ◆時間内の食事の提供、食事の質の向上への取組み ◆食品衛生・環境衛生への配慮		5	3		
			⑧アレルギー対応 ◆学校との事前打ち合わせ、チェック体制、配膳方法		4	4		
			⑨感染症対策(感染性胃腸炎ほか) ◆予防と拡大防止、児童の健康情報の学校との共有化		5	5		
		計①	42	39				
		項目数②	9	9				
		評価点①÷②	4.7	4.3				
2	事業効果	(2) 利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか		指定管理者	担当課	評価委員会	
			①利用状況(環境の変化など外部要因を考慮) ◆年間収益額(一般利用者) ◆年間利用者数(一般利用者の延べ数)		5	5	5.0	
			②施設稼働率 ◆年間稼働率(一般利用者への開館日に対する稼働率)		5	5		
					計①	10		10
					項目数②	2		2
		評価点①÷②	5.0	5.0				

大項目		中項目			評価点		
2	事業効果	(3) 利用者の満足度	利用者の満足を得られているか(評価点×2)		指定管理者	担当課	評価委員会
			①職員の接客態度 ◆親切さ、説明のわかりやすさ、清潔さ、電話、挨拶、言葉遣い、服装		5	5	9.7
			②施設・設備 ◆施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン、風呂、トイレ、体育館等		5	5	
			③苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ・迅速さ		5	4	
					計①	15	
		①×2(配点係数)=②	30	28			
		②÷3(項目数)=評価点	10.0	9.3			
		合計点	39.5	38.3	36.4		

評価委員
評価意見

管理運営は概ね良好であり、SNSの開設やアンケートの回収率の向上など挑戦的な取組みがみられる。お客様アンケート等の結果を分析し、改善に向けての課題・方向性を明確にすることで、その実現への積極的な取組みを期待する。
また、食事の量と味について要望をしっかり受け止め、楽しく充実した宿泊ができるよう改善策を考え努力願いたい。

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	36	A

【評価委員会評価基準】

評点	満点	評価基準						
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
	40	38点以上	35点以上 37点以下	32点以上 34点以下	30点以上 31点以下	27点以上 29点以下	25点以上 26点以下	24点以下
	得点率	95%以上	~	80%以上 85%以下	75%以上	~	65%以下	60%以下

※評価点……中項目の計は小数点第二以下を四捨五入。合計点は小数点以下を四捨五入。

総合評価シート

【評価対象施設】 足立区立日光林間学園

【評価対象年度】 平成27年度 【自己評価】 平成28年5月30日 【評価委員会】 平成28年8月1日

【評価点】 優れる（5点） 良好（4点） 標準（3点） 要努力（2点） 要改善（1点）

大項目		中項目		評価項目		
1 管理 状 況	(1) 適切な管理の履行	基本協定や年度協定に沿って適切に管理が行われているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		①開館日の設定(一般利用) ◆需要を見込んだ効率的な開館計画	4	5	4.8	
		②施設・設備の保守点検(内容、回数) ◆仕様書に基づく、保守点検・水質検査・園庭管理の実施	5	5		
		③施設の清掃(内容、回数) ◆仕様書に基づく、清掃・害虫駆除の実施と施設内の整理整頓	5	5		
		④人員配置(配置数、専門性) ◆知識・経験・技量を有する人員の配置(フロント、調理担当、設備担当)	5	5		
		⑤人材育成の取り組み(知識・技術向上) ◆各種研修・講習の開催、スタッフの意識改革プログラムの実行	5	5		
	⑥前回の評価結果の反映状況 ◆改善したことや取り組んだこと・改善結果	5	4			
		計①	29	29		
		項目数②	6	6		
		評価点①÷②	4.8	4.8		
	(2) 安全性の確保	施設の安全性は確保されているか		評価点		
		指定管理者	担当課	評価委員会		
①防災体制(火災、地震、台風等) ◆消防計画の策定、自衛消防訓練の実施		5	5	5.0		
②防犯体制(運営事業計画書項目) ◆館内のセキュリティ管理、夜間警備体制 ◆施設内外の巡回、来所者の把握、鍵の貸出し管理		5	5			
③緊急時の体制・対策(運営事業計画書項目) ◆危機管理マニュアル、緊急時の体制、緊急連絡先一覧等の整備 ◆災害用の食糧等の備蓄・補充		5	5			
		計①	15			15
		項目数②	3			3
	評価点①÷②	5.0	5.0			
(3) 法令等の遵守	個人情報保護、各種法令等は遵守されているか		評価点			
		指定管理者	担当課	評価委員会		
	①個人情報保護の取組み(運営事業計画書項目) ◆内部規定の策定、研修の実施	5	5	4.7		
	②個人情報事故への対応 ◆個人データの漏洩や紛失事故の有無、データアクセスのID制御	5	4			
	③労働条件の遵守(労働基準法、労働安全衛生法等) ◆労働条件審査主要チェックシートによる確認	5	5			
	④各種法令等の遵守 ◆防火管理者・食品衛生責任者等の配置	5	5			
		計①	20			19
	項目数②	4	4			
	評価点①÷②	5.0	4.8			
(4) 適切な財務・財産管理	適切な財務・財産管理が行われているか		評価点			
		指定管理者	担当課	評価委員会		
	①収支状況(安定的な運営) ◆管理運営経費や施設管理経費が収支計画に則しているか ◆収支計画に沿った収支改善の取組みの実施 ◆会社全体の安定的な運営	5	5	4.0		
	②現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆受入れた管理費は適切に記帳処理がされているか ◆帳簿・関係書類の整備・保存、経理状況の明確化	5	5			
	③経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置 ◆現金、貴重品の取扱い時の二重チェック体制の構築	5	5			
	④備品の管理 ◆動作確認、修繕・買替え計画	4	4			
		計①	19			19
	項目数②	4	4			
	評価点①÷②	4.8	4.8			

	運営事業計画書どおりの運営がされているか	評 価 点			
		指定管理者	担当課	評価委員会	
2 事業効果	①校外学習の向上に向けた取組み・方策 ◆児童が集団生活の中で、社会性・自律性・創造性を学ぶためへの支援 ◆施設内、施設外附属設備で実施可能なプログラムの検証・提案	4	4	4.0	
	②食育に向けた取組み・方策 ◆食への感謝と理解を深め、食に対する楽しさや興味への喚起、食材や栄養への知識の提供 ◆栄養バランスの整った食事、野菜摂取量、おいしい給食(食事)への取組み	5	4		
	③区民サービス向上に向けた取組み・方策 ◆特別料理、追加メニューや、地域特性を活かした事業の企画・実施 ◆季節のイベント、季節の花、気象情報、交通情報などの情報提供 ◆利用促進への取組み(広報・PR等)	4	4		
	④一般利用者へ適正かつ確実なサービス提供 ◆予約・利用申込みは、区の規定に従い優先順位の遵守、利用時間の遵守 ◆利用者の立場に立ちながら、公平な利用機会の提供	5	5		
	⑤利用者とのトラブル防止策 ◆対応マニュアル等による従業員への徹底、ヒューマンエラーの防止策 ◆トラブル内容の明確化と原因の調査、従業員への周知と業務への反映	5	5		
	⑥施設を効率的に管理するための方策 ◆作業や運用の工夫による経費削減の取組み、破損や故障の迅速な修繕	5	5		
	⑦附い業務体制と衛生管理の取組み ◆時間内の食事の提供、食事の質の向上への取組み ◆食品衛生・環境衛生への配慮	3	2		
	⑧アレルギー対応 ◆学校との事前打ち合わせ、チェック体制、配膳方法	5	5		
	⑨感染症対策(感染性胃腸炎ほか) ◆予防と拡大防止、児童の健康情報の学校との共有化	5	5		
		計①	41		39
	項目数②	9	9		
	評価点①÷②	4.6	4.3		
(2) 利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか	指定管理者	担当課	評価委員会	
	①利用状況(環境の変化など外部要因を考慮) ◆年間収益額(一般利用者) ◆年間利用者数(一般利用者の延べ数)	5	5	5.0	
	②施設稼働率 ◆年間稼働率(一般利用者への開館日に対する稼働率)	5	4		
		計①	10		9
	項目数②	2	2		
	評価点①÷②	5.0	4.5		
(3) 利用者の満足度	利用者の満足を得られているか(評価点×2)	指定管理者	担当課	評価委員会	
	①職員の接客態度 ◆親切さ、説明のわかりやすさ、清潔さ、電話、挨拶、言葉遣い、服装	5	5	10.0	
	②施設・設備 ◆施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン、風呂、トイレ、体育館等	5	5		
	③苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ・迅速さ	5	5		
		計①	15		15
		①×2(配点係数)=②	30		30
	②÷3(項目数)=評価点	10.0	10.0		
合計点		39.2	38.2	37.5	
評価委員会 総合評価意見	全体的に努力が確認できた。また、問題を改善につなげようとするPDCA(計画・実行・検証・改善)がなされている様子が伺え、概ね良好な管理運営を行っていると思われる。今後、PDCAを繰り返す中でマイナス面を是正し、より良い施設の管理、運営を図ってほしい。				

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	38	A+

【評価委員会評価基準】

評点	満点	評価基準						
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
	40	38点以上	35点以上 37点以下	32点以上 34点以下	30点以上 31点以下	27点以上 29点以下	25点以上 26点以下	24点以下
得点率		95%以上	~	80%以上 85%以下	75%以上	~	65%以下	60%以下

*評価点……中項目の計は小数点第二以下を四捨五入。合計点は小数点以下を四捨五入。

教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	足立区立沼田保育園の民営化に伴う運営予定事業者の選定について												
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設整備課												
内 容	<p>公立保育園民営化計画に基づき、平成30年4月から民営化する区立沼田保育園の運営予定事業者について、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を開催し、審査会の答申を受けて下記のとおり選定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査会開催日 平成28年8月4日(木) ※審査対象事業者が3者以下(1者のみ)だったため、第一次審査(書類審査)と第二次審査(プレゼンテーション・園長予定者ヒアリング)を同日に実施。</p> <p>2 運営予定事業者 (1) 名 称：社会福祉法人晃栄会 (2) 所 在 地：群馬県太田市富若町530番地1 (3) 現運営施設：1園(育実保育園(群馬県太田市)) (4) 民営化手法：土地は独立行政法人都市再生機構(UR)から賃借を受け、建物は沼田保育園跡地に自ら整備する。 ※審査結果の詳細は別紙①「審査結果表」のとおり</p> <p>3 今後のスケジュール(予定)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">日 程</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年12月以降</td> <td>事業者・保育園・主管課による3者打合せ</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月</td> <td>引継ぎ保育開始 新園舎工事着工</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月</td> <td>新園舎完成</td> </tr> <tr> <td>平成30年2・3月</td> <td>新旧職員による保護者会、個人面談</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月</td> <td>私立保育園として事業者による運営開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この間、事業者による保護者説明会を3、4回開催。工事にあたっては近隣住民に丁寧に説明するように事業者に要請する。</p>	日 程	内 容	平成28年12月以降	事業者・保育園・主管課による3者打合せ	平成29年4月	引継ぎ保育開始 新園舎工事着工	平成30年1月	新園舎完成	平成30年2・3月	新旧職員による保護者会、個人面談	平成30年4月	私立保育園として事業者による運営開始
日 程	内 容												
平成28年12月以降	事業者・保育園・主管課による3者打合せ												
平成29年4月	引継ぎ保育開始 新園舎工事着工												
平成30年1月	新園舎完成												
平成30年2・3月	新旧職員による保護者会、個人面談												
平成30年4月	私立保育園として事業者による運営開始												
今後の方針	事業者・保育園・主管課による3者打合せを毎月開催し、スムーズな引継ぎを行ない、園児及び保護者の不安を解消する。												

沼田保育園運営予定事業者 審査結果表

* 第一次審査会 H28.8.4

* 第二次審査会 H28.8.4

評価項目		第一次審査会 (書類審査)										第二次審査会 (プレゼンテーション)			総合得点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	第一次審査会得点	第二次審査会得点	総合得点	
満点(委員7人)	1	事業計画・保育園運営	840	350	490	630	490	700			1,400	700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	3,500	12,600	16,100
	1	(社福)晃栄会	551	221	303	412	330	628	0	0	945	455	940	1005	405	890	935	860	1,045	1,022	2,445	8,502	10,947
																					(69.86%)	(67.48%)	(67.99%)

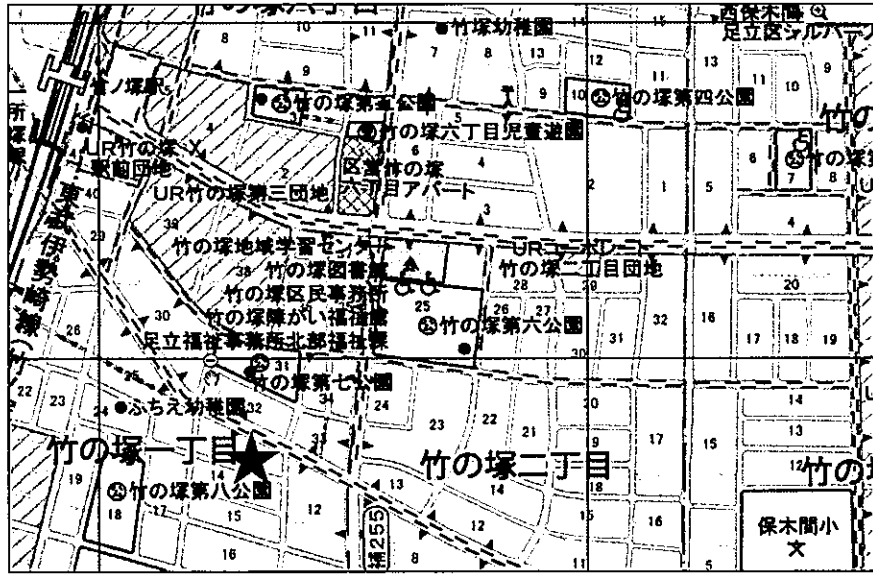
※()内は得点率(小数点第3位四捨五入)

教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	小規模保育事業の運営予定事業者の選定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設整備課
内 容	<p>待機児童解消アクション・プランに基づき、小規模保育事業を整備して平成29年4月1日に開設、運営する事業者について、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会の答申を受けて以下のとおり選定（一部保留）したので報告する。</p> <p>1 審査会開催日 平成28年9月2日（金）</p> <p>2 審査件数 中央本町地域、竹の塚地域、綾瀬地域 それぞれ1事業者 ※審査結果の詳細は別紙②「審査結果表」のとおり</p> <p>3 運営予定事業者 (1) 中央本町地域</p> <p>①名 称 株式会社みんなの保育園 ②所在地 東京都板橋区上板橋二丁目48番1号 ③運営施設 小規模保育所3園（上板橋二丁目小規模保育園等） ④施設計画 ・予定地 足立三丁目10番地内 ・定員 19名予定（0～2歳児） ・案内図</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(2) 竹の塚地域</p> <p>①名 称 株式会社ルシエル ②所在地 埼玉県白岡市野牛1105番地6 ③運営施設 小規模保育所3園（フレンドキッズランド新白岡西口園等）</p>

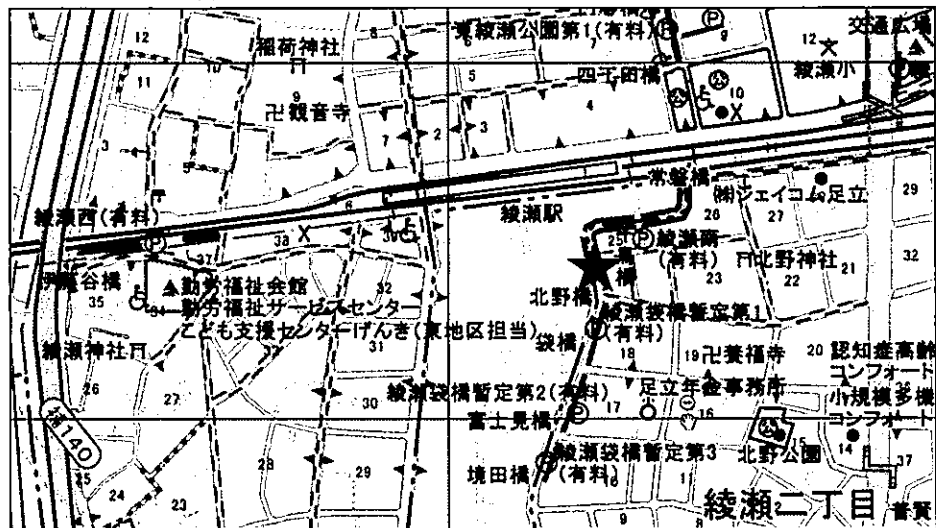
- ④施設計画
- ・予定地 竹の塚一丁目13番地内
 - ・定員 19名予定(0~2歳児)
 - ・案内図



※書類等の不足により選定保留。保育の計画、給食調理の衛生管理、職員研修、避難訓練、保育士の自己評価を提出させたいうえで可否を判断する。

(3) 綾瀬地域

- ①名称 社会福祉法人 ^{えす えす えむ} S・S・M
- ②所在地 大阪市大正区千島一丁目13番27-101号
- ③運営施設 小規模保育所7園(ぬくもりのおうち保育千島園等)
- ④施設計画
- ・予定地 綾瀬二丁目24番地内
 - ・定員 19名予定(0~2歳児)
 - ・案内図



今後の方針

事業者と連絡を密に取りながら、平成29年4月の開設に向けて進行管理を適切に行っていく。

小規模保育事業整備・運営予定事業者 審査結果表

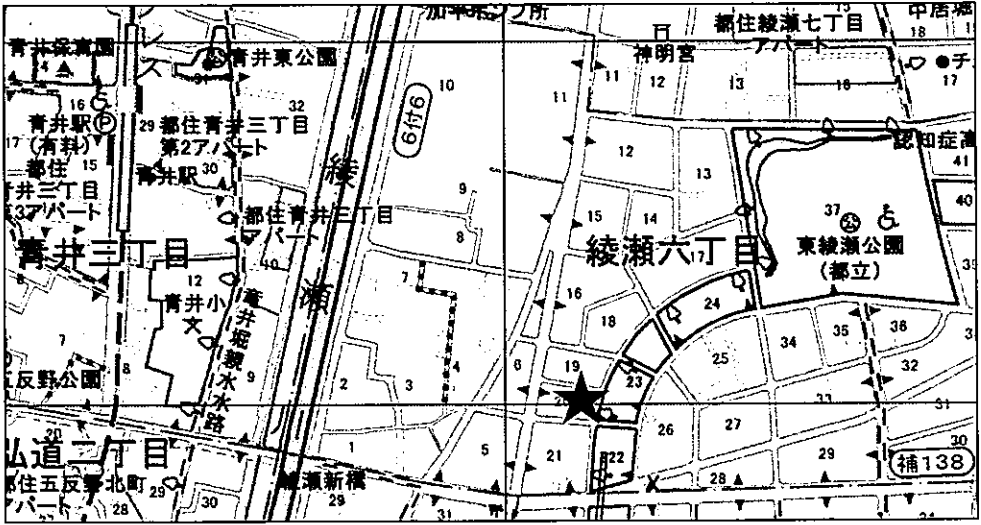
*審査会 H28.9.2

評価項目		総合得点											
		1	2	3	4	5	6	7	8				
		開設準備の実効性	保育所運営能力、提案内容	行政からの指導に対する法人の姿勢	園長予定者ヒアリング・園長の適性	実地調査	経営の安定性	区内事業者への割合加点	ワークライフバランス割合加点				
		満点(委員8人)											
		4,000	12,000	800	3,200	1,600	2,400	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
中央本町地域	(株)みんなの保育園	2,880	7,753	600	2,198	976	1,570	15,977	15,977	15,977	15,977	15,977	15,977
竹の塚地域	(株)ルシエール	2,615	7,260	470	2,113	967	1,610	15,035	15,035	15,035	15,035	15,035	15,035
綾瀬地域	(株)S・S・M	2,805	8,098	470	2,085	1,054	2,124	16,636	16,636	16,636	16,636	16,636	16,636

※()内は得点率(小数点第3位四捨五入)

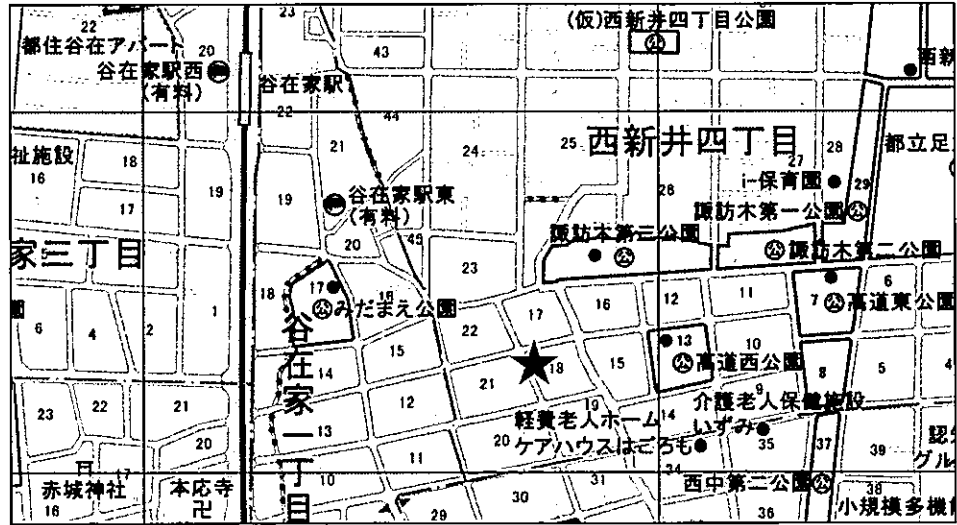
教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設整備課
内 容	<p>待機児童解消アクション・プランに基づき、認可保育所を自ら整備して平成30年4月1日に開設、運営する事業者について、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を開催し、審査会の答申を受けて以下のとおり選定したので報告する。</p> <p>1 審査会開催日 平成28年9月5日(月)</p> <p>2 審査件数 (1) 北綾瀬駅周辺地域 3事業者 (2) 西新井地域 2事業者 ※審査結果の詳細は別紙③「審査結果表」のとおり</p> <p>3 運営予定事業者 (1) 北綾瀬駅周辺地域 ①名 称 株式会社サクセスアカデミー ②所在地 東京都品川区西五反田一丁目1番8号 ③運営施設 認可保育園60園(にじいろ保育園新桜台等)、東京都認証保育所5園(にじいろ保育園中野等)他 ④施設計画 ・予定地 綾瀬六丁目20番地内 ・定員 82名予定(0～5歳児) ・案内図</p> 

(2) 西新井地域

- ①名称 社会福祉法人アスクこども育成会
- ②所在地 愛知県名古屋市中区東味鋤三丁目101番地1
- ③運営施設 認可保育園2園（アスク向日保育園、アスクあじま保育園）
- ④施設計画
 - ・予定地 西新井四丁目18番地内
 - ・定員 70名予定（0～5歳児）
 - ・案内図



今後の方針

議会報告後、地元の町会・自治会長と事業者を引き合わせ、地元の要望に合わせて役員会での説明や住民説明会等を開催する。

北綾瀬駅周辺地域の認可保育所整備・運営予定事業者 審査結果表

*審査会 H28.9.5

評価項目		1	2	3	4	5	6	小計	7	8	総合得点
	1 開設準備の実効性	3,000	9,000	600	2,400	1,200	1,800	18,000			18,000
	2 保育所運営能力、提案内容	2,210	6,565	445	1,820	908	1,250	13,198	0	0	13,198 (73.32%)
	3 行政からの指導に対する法人の姿勢	2,107	6,305	445	1,545	850	1,372	12,624	0	0	12,624 (70.13%)
	園長予定者ヒアリング・園長の適性	2,045	5,995	385	1,510	775	1,277	11,987	0	0	11,987 (66.59%)
	実地調査										
	区内事業者への割合加点										
	ワークライフバランス割合加点										

※()内は得点率(小数点第3位四捨五入)

西新井地域の認可保育所整備・運営予定事業者 審査結果表

*審査会 H28.9.5

評価項目		1	2	3	4	5	6	小計		7	8	総合得点
	開設準備の実効性	3,000	9,000	600	2,400	1,200	1,800	18,000				18,000
	保育所運営能力、提案内容	2,225	6,455	465	1,790	1,035	1,398	13,368		0	266	13,634 (75.74%)
	行政からの指導に対する法人の姿勢	445	445	445	1,770	1,000	1,490	12,898		646	0	13,544 (75.24%)
	園長予定者の適性											
	実地調査											
	経営の安定性											
	区内事業者への割合加点(5%)											
	ワークライフバランス割合加点(2%)											
1	満点(委員6人)											
2	(社福)アスクこども育成会											
2	事業者A											

※()内は得点率(小数点第3位四捨五入)

※割合加点は委員ごとの小計に割合を乗じて得た得点の合計

教 育 委 員 会 報 告

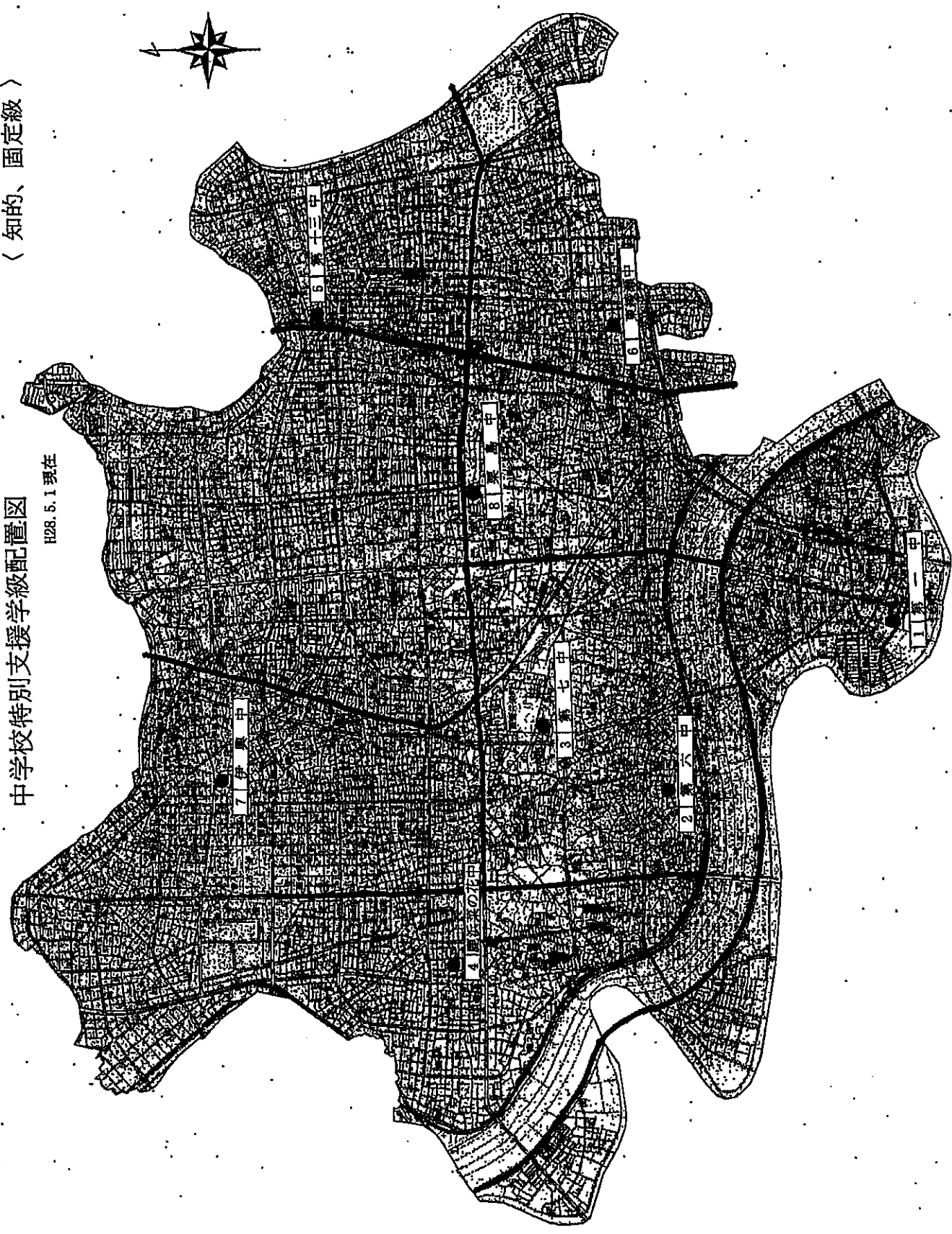
平成28年9月21日

件 名	中学校特別支援学級の新設について
所管部課名	こども支援センターげんき 支援管理課
内 容	<p>平成28年7月現在、区立中学校特別支援学級の固定制知的障がい学級は8校、26学級が設置されている。年々生徒は増加し、一部の学校で学級数を4学級にして対応をしてきた。学校のスペースの関係もあり、限界になりつつあるため、下記のとおり開設を決定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 設置校 新田中学校・花畑中学校</p> <p>2 設置理由</p> <p>(1) 新田中学校は四方を河川に囲まれた環境と、小中一貫校という特性があるため設置の必要がある。</p> <p>(2) 花畑中学校は区内の設置バランス及び都立特別支援学校との交流からも、花畑地区に設置の必要がある。</p> <p>3 設置規模及び児童数</p> <p>(1) 新田中学校 1学級 定員8人（東京都学級編制基準による） 現在入級予定児童数 1人</p> <p>(2) 花畑中学校 3学級 定員24人（東京都学級編制基準による） 現在入級予定児童数22人</p> <p>4 開設期日</p> <p>(1) 新田中学校 平成29年4月1日</p> <p>(2) 花畑中学校 平成30年4月1日</p>
今後の方針	<p>1 9月補正にて、改修工事費等を計上予定。</p> <p>2 区ホームページに学級の設置を周知していくとともに、対象者への個別案内を進めていく。</p> <p>3 10月を目途に地元説明会を実施していく。</p>

〈 知的、固定級 〉

中学校特別支援学級配置図

H28. 5. 1 現在



教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について						
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課						
内 容	<p>1 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 25%;">第十四回</th> <th style="width: 25%;">第十五回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上沼田中学校と江北中学校</td> <td>9/12</td> <td>12/5</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合新校の新しい学校づくりについて <p>2 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <p>統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。</p> <p>(第十回から第十三回の統合地域協議会の内容を、第8号として、8月24日に発行)</p>	対象校	第十四回	第十五回	上沼田中学校と江北中学校	9/12	12/5
対象校	第十四回	第十五回					
上沼田中学校と江北中学校	9/12	12/5					
今後の方針	統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、具体的な検討を進めていく。						

教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	平成29年度 学校用務職員の退職不補充及び今後の対応について
所管部課名	学校教育部 学校経理課
内容	<p>区業務系職員の退職不補充に伴い、平成16年度から実施している区立学校用務業務委託について、平成29年度は下記の1校で新規に実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成28年度末退職予定者数 定年退職者：3名 再任用満了：3名</p> <p>2 平成29年度新規委託予定校 小学校（0校）： 中学校（1校）：第十一中学校</p> <p>3 平成29年度 学校用務職員在籍予定校（4校） 小学校（1校）：関原小学校 中学校（3校）：第四中学校、第十四中学校、六月中学校</p>
今後の方針	今後とも学校長、関係職員等の理解を得ながら、用務業務委託を推進していく。

教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	公募型プロポーザル方式による学校管理委託業務の業者選定について
所管部課名	学校教育部 学校経理課
内容	<p>1 業務名 学校管理委託業務</p> <p>2 業務内容 学校施設の環境整備・管理・修繕業務、その他校務・庶務的業務</p> <p>3 履行期間 平成29年4月から平成30年3月まで</p> <p>4 選定委員会 教育長、民間企業管理職（1名）、PTA代表（小中学校より各1名）、校長会代表（小中学校より各1名）、部内管理職（3名）の計9名。</p> <p>5 履行場所 小学校24校、中学校11校の計35校、6契約</p> <p>6 公募開始予定日 平成28年10月25日（区ホームページ）</p> <p>7 提案書の特定結果公表予定日 平成29年1月上旬（区ホームページ）</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	平成28年度 第2回学校公開の開催について
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	<p>平成28年度第2回学校公開の開催について、下記のとおり実施することとし、区内各施設に掲示を依頼する。</p> <p>1 日時 原則として、平成28年10月11日（火）～11月15日（火）</p> <p>2 場所及び内容 区内各小・中学校。 公開日程、学校説明会等の詳しい内容は、別添「<u>学校公開一覧表</u>」のとおり。</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	「一斉コシヒカリ給食」の実施について
所管部課名	学校教育部 学務課
内容	<p>中学校魚沼自然教室で、生徒が実際に収穫した米を使った、「一斉コシヒカリ給食」を以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施日 平成28年11月2日（水） 2 実施校・園 区立小・中学校、区立保育園、区立認定こども園 3 その他 （1）当日に向けて、各学校において、魚沼産コシヒカリに関する食育を実施する。 （2）当日は、各学校で、新潟県や魚沼市に関係するおかず、汁物等を提供し、米のおいしさを実感できる献立とする。
今後の方針	<p>今回の「一斉コシヒカリ給食」とは別に、魚沼市から、コシヒカリの贈呈の申し出があったため、年度内に再度コシヒカリ給食を実施する予定。</p>

件 名	中1夏季勉強合宿の実施について
所管部課名	学力定着対策室 学力定着推進課
内 容	<p>算数・数学を苦手とする中学校1年生の生徒に対し、小・中学校教諭がマンツーマン指導によるつまずきの解消をはかることを目的とした「中1夏季勉強合宿」について、下記のとおり実施した。</p> <p>1 実施日 【第1班】平成28年8月15日(月)から8月19日(金) 【第2班】平成28年8月19日(金)から8月23日(火)</p> <p>2 場所 鋸南自然の家</p> <p>3 目的 ① 中学1年生を対象に算数・数学のつまずきを解消し、基礎学力の定着を図る。 ② 他校の生徒や教員と寝食を共にすることで、相互理解・友情・協力や信頼を深める。 ③ 生徒の指導を通して、小・中教員の連携や若手教員の研さんの機会とし、教員の資質向上の場とする。 ④ 勉強合宿終了後は、各中学校で参加生徒に対し、引き続き補習や補充学習を実施し生徒の学習支援を継続する契機とする。</p> <p>4 参加生徒条件 中学1年生 各校5名程度を推薦 ※「小学校算数の基礎的な学習内容の定着が不十分で中学校の数学の学習に支障をきたす」と考えられる生徒。日常生活において目立った問題行動がなく、本合宿の趣旨を理解して参加できる生徒。</p> <p>5 参加人数 【第1班】 18校 生徒76名 指導者(教員)のべ182名 【第2班】 18校 生徒91名 指導者(教員)のべ202名 【区スタッフ】 学力定着推進課及び教育指導課職員、生涯学習振興公社職員</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	秋田県大仙市教育委員会教員派遣事業の実施について
所管部課名	学力定着対策室 学力定着推進課
内容	<p>学力向上施策の取り組みに大きな成果をあげている秋田県大仙市教育委員会から直接学び、学んだことを足立の子どもに還元するために、大仙市より指定を受けた小学校1校、中学校1校に教員を派遣する。派遣先における教員と同じ行動を共にしながら、「学校経営」「学習環境づくり」「人材育成」を中心に日々の授業、学級経営手法等を学び、授業改善や学級経営に活かす。</p> <p>1 日程 平成28年10月24日(月)から10月28日(金) 派遣日前日を移動日とする。</p> <p>2 派遣先 大仙市立西仙北小学校・大仙市立西仙北中学校</p> <p>3 派遣教員 14名／小学校教員6名、中学校教員6名、 学力定着推進課 統括指導主事2名 ※ 足立区立小・中学校校長会からの推薦を受け、足立区教育委員会で決定。</p> <p>4 派遣者の推薦条件等 ・派遣者は「秋田派遣教諭」として、派遣後にその成果を生かした授業の普及による足立区立小中学校の授業改善に寄与すること。 ・長期の派遣の中で、派遣先での効果的、効率的な指導方法や経営手法を広く学び、足立区への還元を期待できること。</p> <p>5 その他 事前研修として、昨年度派遣教員との授業及び施策研究討議活動、派遣後は、関係機関等への報告会及び成果発表のための公開授業を行う予定。</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成28年9月21日

件 名	<p>高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会による「中高連絡担当者会議」及び都立高等学校紹介展示の開催・実施について</p>
所管部課名	<p>学力定着対策室 学力定着推進課</p>
内 容	<p>高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会の中退予防策の具体的アクションとして「中高連絡担当者会議」を開催する。「生徒と進学先とのミスマッチ」が高校中退の大きな原因の一つとなっていることから、広く都立学校を理解し、区立中学校と都立高等学校の関係性を強化する。開催にあわせ、都立高等学校の紹介展示をおこなう。</p> <p>1 日程・場所 ①中高連絡担当者会議 平成28年11月15日(火) 15:30～ 庁舎ホール ②展示 平成28年11月14日(月)から11月18日(金)まで 庁舎1階ロビー</p> <p>2 目的 都立高等学校の改編が行われ、入試制度や、各校の特色、授業内容等が大きく変化している中、区立中学校関係者がより深く区内都立学校の状況を理解すると共に、中学校進学指導担当者と高等学校担当者の連携・協力関係を構築し、生徒の進路指導・進路選択支援の体制を整える。</p> <p>3 事業内容 ①中高連絡担当者会議 区立中学校進学指導担当者に対して、区内都立高等学校の担当者より、各高校の取り組みや特色、求める生徒像等の説明・紹介をおこなう。中学校の進学指導担当者は、それぞれの高等学校の現状について理解を深め、進路指導・進路相談に活かす。 ②高校紹介展示 広く区民にも区内高等学校の現状を理解してもらい、「行きたい」、「行かせたい」学校選びに役立てるため、展示ボードやビデオ等を設置するなど、広報PRに努める。 ※各高校 1枚で紹介ボードを作成し、展示</p> <p>4 参加予定高等学校 足立・江北・淵江・足立西・足立東・青井・足立新田・荒川商業・足立工業ほか</p>

教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	再就職セミナー第3回の実施について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設整備課
内 容	<p>足立区内の保育施設で就労を検討している保育士・看護師の資格を有する方を対象に、男女参画プラザとの連携によるセミナーを開催する。</p> <p>『資格を生かして 保育現場で働こう』（第3回）</p> <p>1 日 時 平成28年10月7日（金） 午前9時30分～正午</p> <p>2 場 所 エル・ソフィア 3階会議室</p> <p>3 内 容 ○講義「多様な保育施設について学ぼう」 ○区内保育施設関係者との座談会</p> <p>4 講 師（予定） 足立区私立保育園連合会 副会長 北守正子氏 足立区認証保育所連絡会 会 長 廣島清次氏 足立区小規模保育室連絡会 会 長 岩崎恵一氏</p> <p>5 参加人数 最大40名</p>
今後の方針	第1回から第3回までの参加者にアンケートを行い、就職の有無、来年度のセミナーに対する希望等を調査する予定である。

教育委員会情報連絡 事業実施報告（8月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加人数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	延べ 25人
	毎週水・土曜日（7回）	東京未来大 福祉保育専門学校	8人
	第3土曜日（1回）	神明住区センター	0人
音楽教育支援活動 （東京藝術大学連携事業）	2日（火）	東湊江小学校	65人
成人の日の集い 実行委員会（第5・6・7回）	3日（水）・17日（水） 31日（水）	本庁舎	延べ 21人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	6日（土）	ギャラクシティ	9人
ジュニアリーダー宿泊 キャンプ	7日（日）～ 10日（水）	国立中央青少年 交流の家	96人
あだち日曜教室	14日（日）	ギャラクシティ	36人
凧づくり講習会	20日（土）	加平小学校 千寿本町小学校	39人 43人
サイエンスラボ ロボットくらぶ	20日（土） 午前 午後	ギャラクシティ	5人 8人
サイエンスラボ 星空観察コース	20日（土） 27日（土）	ギャラクシティ	5人 5人
ジュニアリーダー 宿泊キャンプ報告会	21日（日）	ギャラクシティ	57人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	21日（日） 28日（日）	ギャラクシティ	8人 2人
Gユニワークショップ	23日（火） 28日（日）	ギャラクシティ	40人 15人
紙芝居講座	23日（火）	ギャラクシティ	9人
凧づくり講習会	27日（土）	島根小学校	47人
プラネタリウム投影	27日（土）	ギャラクシティ	320人
親子体験キャンプ	28日（日）	舎人公園キャンプ場	45人

教育委員会情報連絡 事業実施予定（9月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定人数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習 センター他	延べ 45人
	毎週水・土曜日（8回）	東京未来大 福祉保育専門学校	20人
	第3土曜日（2回）	神明住区センター	10人
大学遠足 （帝京科学大学連携事業）	1日（木）・2日（金） 8日（木）・9日（金） 20日（火）	上の原地区周辺	353人
音楽教育支援活動 （東京藝術大学連携事業）	5日（月）・23日（金）	長門小学校	19人
	10日（土）	本木小学校	31人
	13日（火）	千寿双葉小学校	477人
	21日（水）	北三谷小学校	145人
	30日（金）	興本扇学園	575人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	3日（土）	ギャラクシティ	10人
ジュニアリーダースーパー 研修会	4日（日）	ギャラクシティ	57人
紙芝居講座	6日（火）	ギャラクシティ	10人
成人の日の集い 実行委員会（第8・9回）	7日（水）	本庁舎	8人
	21日（水）		8人
レクリエーション講座	8日（木）	ギャラクシティ	10人
キャンプ講座	9日（金）	ギャラクシティ	10人
ふれあい動物教室	10日（土）	大谷田小学校	43人
		千寿常東小学校	102人
Gユニワークショップ	10日（土）	ギャラクシティ	各10人
	18日（日）		
あだち日曜教室	11日（日）	ギャラクシティ	50人
サイエンスラボ 星空観察コース	17日（土）	ギャラクシティ	各10人
	24日（土）		
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	18日（日）	ギャラクシティ	各10人
	25日（日）		
親子体験キャンプ	25日（日）	舎人公園キャンプ 場	50人

教育委員会情報連絡

平成28年9月21日

件名	児童虐待防止推進月間の事業実施について	
所管部課名	こども支援センターげんき こども家庭支援課	
内 容	<p>11月は「児童虐待防止推進月間」として、国、自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけられている。</p> <p>については、足立区においても以下のとおり、啓発事業を行うこととする。</p> <p>「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち 2016」については、民生・児童委員、PTA・区内高等学校の生徒の協力をいただき、駅頭にてオレンジリボン等の配布を行う。</p> <p>【児童虐待防止推進月間事業一覧】</p>	
	実施日	事業名・開催日時・内容
	11/5 (土) 午後2時～ 3時	<p>「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち 2016」</p> <p>(1)内容：駅頭にて、児童虐待予防のチラシとオレンジリボンを配布し、児童虐待防止の普及啓発を行う。</p> <p>(2)参加者：民生・児童委員、PTAなど</p> <p>(3)場所：北千住・綾瀬・西新井・竹ノ塚・五反野・梅島各駅頭</p>
	11/19 (土) 午前10時～ 12時	<p>児童虐待防止講演会</p> <p>(1)内容：「子どものほめ方・叱り方」 講師：左口 絹英 氏（産業カウンセラー、論理療法士、他）</p> <p>(2)対象者：一般区民</p> <p>(3)会場：こども支援センターげんき 5階 研修室3</p> <p>(4)申込：10月11日から電話受付 先着70名様</p>
	11/21 (月) 午後1時～ ～ 11/25 (金) 午後2時	<p>養育家庭PRパネル展示</p> <p>(1)目的：里親など養育家庭の登録を促進するため、養育家庭制度の周知</p> <p>(2)会場：足立区役所 アトリウム</p>
	11/27 (日) 午後2時～ 4時	<p>養育家庭体験発表会</p> <p>(1)目的：里親になっている方の体験を紹介し、養育家庭制度の登録を促進する。</p> <p>(2)対象者：養育家庭制度に関心がある方</p> <p>(3)会場：こども支援センターげんき 5階 研修室3</p> <p>(4)申込：10月11日から電話受付 先着70名様</p>
今後の方針		

行事实施結果（8月1日～8月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加人数
8/2 (火)	放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトルを楽しもう！」	①9:10～9:45 ②10:15～10:50	千寿桜小	主催	① 19名 ② 21名
8/9 (火) 8/23 (火) (2日制)	地域活動支援講座「子ども学」 ～小学生の子どもの心に触れる～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	44名
8/11 (木)	コンサート in ミュージアム石洞美術館 —和の憧れ、華の祥(さいわ)い—	14:00～15:20	石洞美術館	主催	77名
8/11 (木)	歓喜の演 Vol.15 合唱 ミニコンサート&ワークショップ	14:00～15:20	西新井文化ホール	共催	540名
8/13(土) ～ 8/15(月)	足立ジュニア吹奏楽団 夏合宿	2泊3日	日光林間学園	共催	延 176名
8/19 (金)	歓喜の演 Vol.15 狂言 練習発表会	①14:00～16:00 ②19:00～20:30	西新井文化ホール	共催	① 80名 ② 60名
8/21 (日)	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 第67回全国官公庁野球大会開会式	14:30～16:00	大田スタジアム	共催	1900名
8/29 (月)	サポータースキルアップ講座 「読み語りのためのボイストレーニング」	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	15名

行事実施予定 (9月1日～9月30日)

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数
9/3 (土)	第12回足立区音楽祭連携事業 足立ジュニア吹奏楽団 サマーコンサート in アリオ西新井	①14:30～15:10 ②16:00～16:40	アリオ西新井	共催	① 300名 ② 300名
9/8 (木)	体験プログラム「スペシャルおはなし会」 ～読み語りキャラバン in 千住柳町住区センター～	15:30～16:10	千住柳町住区センター	主催	60名
9/17 (土) 9/18 (日)	演奏家のためのアウトリーチ講座	10:00～17:00	竹の塚地域学習センター	主催	延 30名
9/23 (金)	第54回あだちアートリンクカフェ 「日本とドイツの違いについて」 「ドイツでの私の一風変わったピアニストの仕事について」	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	30名
9/28 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:00～16:30	西新井小	主催	20名

平成28年第9回
教育委員会定例会
別冊資料

平成28年9月21日

報告事項)

- ⑨【追加】 区立保育園における保育に有効な面積の不足について 《森田 子ども施設運営課長》

教 育 委 員 会 報 告

平成28年9月21日

件 名	【追加】区立保育園における保育に有効な面積の不足について																
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課																
内 容	<p>都の要綱で示されている、保育に有効な面積の取り扱いについて変更があり、現行定数に対し、面積が不足している園があることがわかった。現在の運営に支障は無いが、民営化等で認可を取り直す際には、現行面積に合わせ定数を減らすか、改修等により面積を広げる必要がある。</p> <p>1 判明した経緯 平成29年4月に民営化する西新井保育園の面積を測定したことにより判明。</p> <p>2 要綱の変更内容 (1) 有効面積が、壁芯面積から内法面積となった。 (2) 有効面積は、全保育室等の合計面積で充足していれば可としていたが、各歳児の保育室等でそれぞれ充足させることとなった。 (3) 保育に有効な面積を算定する際は、部屋の面積から保育に有効でない面積を除外することとなった。 (4) これまで、区立園の認可は届出制だったが、子ども・子育て支援法施行により、都の認可の審議がより厳密となった。</p> <p>3 その他の園について 平成30年度に民営化予定の弘道保育園、大谷田第二保育園、及び平成31年度に民営化予定の第二日ノ出町保育園について、取り急ぎ調査を実施。同様の面積不足が判明した。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">現行定数</th> <th style="text-align: center;">有効面積に対する許容定数</th> <th style="text-align: center;">減人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘道保育園</td> <td style="text-align: center;">142名</td> <td style="text-align: center;">132名</td> <td style="text-align: center;">△10名</td> </tr> <tr> <td>大谷田第二保育園</td> <td style="text-align: center;">116名</td> <td style="text-align: center;">109名</td> <td style="text-align: center;">△7名</td> </tr> <tr> <td>第二日ノ出町保育園</td> <td style="text-align: center;">122名</td> <td style="text-align: center;">99名</td> <td style="text-align: center;">△23名</td> </tr> </tbody> </table>		現行定数	有効面積に対する許容定数	減人数	弘道保育園	142名	132名	△10名	大谷田第二保育園	116名	109名	△7名	第二日ノ出町保育園	122名	99名	△23名
	現行定数	有効面積に対する許容定数	減人数														
弘道保育園	142名	132名	△10名														
大谷田第二保育園	116名	109名	△7名														
第二日ノ出町保育園	122名	99名	△23名														
今後の方針	<p>(1) 西新井保育園は、改修工事を実施し有効面積を拡大することで民営化の公募条件の定数を確保する。</p> <p>(2) 弘道保育園、大谷田第二保育園、第二日ノ出町保育園は改修工事を行わず、民営化開始年度までに有効面積に対する許容定数に変更する。</p> <p>(3) 他の区立園についても業者委託により面積を測定する。</p>																

◆第2回（10月）学校公開のご案内（区立中学校）◆

下表のとおり学校公開を行います。授業風景や校風などを実際にご覧いただき、学校を選ぶ際の参考にしてください。
 なお、学校の事情により公開期間及び説明会日時等が異なりますので、ご注意ください。（詳細は各校へお問い合わせください）

公開時間：午前9時30分～11時30分／午後1時30分～5時(土日については基本的に午前のみ公開)

学校名	公開期間	非公開日	入学者向け説明会	備考
第1 中	17日～21日	19日PM	20日 14:00～15:00	●特別支援学級説明会(18日 10:30～12:20) / 21日 道徳授業地区公開講座
第4 中	11日～15日	12日PM、15日10:20～	13日 15:30～16:30	15日 学習ウィークまとめテスト、認証式
第5 中	11日～15日		15日 14:00～15:00	15日 道徳授業地区公開講座
第6 中	11日～15日	15日PM	15日 11:00～12:00	●特別支援学級説明会(15日11:00～12:30 ※通常学級説明会終了後)
第7 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 12:00～12:40	●特別支援学級説明会(15日10:40～11:30) / 15日 道徳授業地区公開講座
第9 中	11日～15日	15日PM	13日 15:00～16:00	
第10 中	11日～15日	12日PM、15日PM	13日 15:00～16:00	
第11 中	11日～15日	12日PM、15日PM	13日 15:00～16:00	15日 薬物乱用防止教室
第12 中	11日～15日	15日PM	15日 11:00～12:00	15日 道徳授業地区公開講座
第13 中	11日～17日	12日PM、13日、15日、16日	17日 15:00～16:00	●特別支援学級説明会(17日11:45～12:35)/14日 道徳授業地区公開講座
第14 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 10:35～11:35	
ア 青井 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 10:45～11:45	
イ 伊興 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 10:45～11:35	●特別支援学級説明会(通常学級と合同開催) / 15日 土曜授業参観
入 入谷 中	11日～15日	15日PM	15日 9:30～10:30	
入 入谷南 中	11日～15日	15日PM	15日 11:00～11:40	14日 中学校体験入学 / 15日 土曜授業参観
オ 扇 中	11日～15日	15日PM	15日 11:00～11:50	13日 道徳授業地区公開講座
力 加賀 中	17日～21日		18日 15:45～16:25	19日 道徳授業地区公開講座
蒲 蒲原 中	11日～15日	13日PM、15日PM	15日 11:00～12:00	
上 上沼田 中	11日～15日	12日PM、15日PM	14日 (注) 16:00～17:00	学校説明会は「江北中学校」と合同開催します。(会場 江北中学校)
ク 栗島 中	11日～15日		11日 16:00～16:45	●特別支援学級説明会(15日 11:00～11:30) 15日 土曜授業参観、バザー、吹奏楽演奏、ダンス部演技
コ 江南 中	11日～14日	12日PM	14日 15:30～16:20	13日 道徳授業地区公開講座(13:10～14:00)
江 江北 中	11日～15日	15日PM	14日 (注) 16:00～17:00	学校説明会は「上沼田中学校」と合同開催します。(会場 江北中学校) 13日 交通安全教室(5.6校時) / 15日 土曜授業・避難訓練
シ 鹿浜菜の花 中	11日～15日	15日PM	15日 10:45～11:45	●特別支援学級説明会(15日 10:00～10:30) 14日 小学生授業体験 / 15日 小学生部活動体験
新 新田 中	12日～17日	12日PM、15日10:25～、16日	17日 15:00～15:45	12日 留学生は先生 / 15日 道徳授業地区公開講座
セ 千寿青葉 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 10:40～11:30	
千 千寿桜堤 中	11日～15日	15日PM	15日 11:00～12:00	13日 道徳授業地区公開講座、オリンピック・パラリンピック教育 / 15日 土曜授業参観
タ 竹の塚 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 11:40～12:20	15日 土曜授業参観、道徳授業地区公開講座(保育士、弁護士による授業 / 弁護士の講演)
ニ 西新井 中	11日～15日	13日、15日PM	15日 11:00～12:30	13日 マラソン大会(舎人公園にて) / 11、12、14、15日 部活動体験週間
ハ 花畑 中	11日～15日	15日PM	15日 10:30～11:30	14日 進路学習前授業 / 15日 土曜授業参観
花 花畑北 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 10:45～11:35	15日 土曜授業参観
花 花保 中	11日	15日PM	15日 11:00～11:40	
ヒ 東綾瀬 中	11日～15日	12日PM、15日PM	14日 16:00～16:30	●特別支援学級説明会(14日 15:30～16:00)
東 東島根 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 10:50～11:35	
フ 淵江 中	11日～15日	15日PM	15日 11:00～12:00	15日 道徳授業地区公開講座
ヤ 谷中 中	11日～15日	12日PM、15日PM	15日 9:00～10:00	13日 道徳授業地区公開講座(14:20～) / 15日 進路説明会(10:30～)
ロ 六 月 中	11日～15日	15日PM	15日 13:30～14:45	

(注) 上沼田中学校と江北中学校は、平成29年4月に統合し、「江北桜中学校」となるため、入学者向け説明会は「江北中学校」にて開催いたします。



再就職セミナー

保育つき

足立区の

資格を生かして 保育現場で働こう



10月7日(金) 午前9:30~正午

会場 エル・ソフィア

講座・座談会

『多様な保育施設に
ついて学ぼう!』

多様な保育施設の現場を知り、
自分に合った職場を見つけよう!
(講師:区内保育施設関係者)



【対象】足立区内の保育施設で就労を検討している保育士・看護師の資格を有する方

【定員】40人(9月26日から先着順) 参加費無料

本セミナーはハローワーク足立の求職活動実績になります。



安心して復帰!

保育実習

を
ご案内し、最大10日分の
実習費用を補助します。

さらに!

足立区内の保育施設に就職した場合

きっと役立つ!

最大5万円

(補助金)の申請を
受け付けます。



裏面「足立区“保育再就職応援事業”」をご覧ください。

お問い合わせ

足立区男女参画プラザ

電話: 3880-5222

FAX: 3880-0133

又は、足立区子ども施設整備課

電話: 3880-5712

足立区の“保育再就職応援事業”

保育士・看護師の有資格者の区内保育施設への再就職・転職を応援するため、平成28年4月から開始した足立区の事業です(主な内容は以下のとおり)。

保育再就職セミナー「資格を生かして保育現場で働こう」を実施(年3回程度)します。
 保育実習先の保育園を区がご案内し、最大10日間の実習費を区が補助します。
 保育再就職応援補助金として、以下の経費の半額を就職後に補助します(最大5万円)。
 (例)ピアノレッスン費用、保育関連資格の取得費用、専門書籍の購入代金

詳しくは、子ども施設整備課にお問い合わせください。

会場

エル・ソフィア 3階 第2学習室
 足立区梅田7-33-1
 (東武伊勢崎線「梅島」駅から徒歩3分)

申し込み先

電話、FAXまたは足立区ホームページ内の専用フォームでお申し込みください。
 電話:3880-5222(平日9時から17時)
 FAX:3880-0133
 欠席・遅刻する場合は、講座開始までにご連絡ください。

保育のご案内

講座に参加する間、お子さんをお預かりします。
 お気軽にお申し込みください。
 生後6カ月～就学前まで/先着10人/要予約



保育をご利用になる方へ

- ・講座開始10分前にエル・ソフィア1階子ども室にいらしてください。
- ・講座終了後は速やかにお迎えに来てください。
- ・お休みする場合は、講座開始まで上記の申し込み先までご連絡ください。

当日の持ち物
 飲みもの(水かお茶) 着替(上下、下着)
 パスタオル(お昼寝用) ピニール袋(汚れもの入れ)
 その他必要に応じ、替オムツ、おしりふきなどすべて名前を書き、名前をつけた袋に入れてお持ちください。

参加申込書

講座名: **資格を生かして保育現場で働こう** FAX: 3880-0133

参加者	お名前(カタカナ)(例 アダチ 知り) 保有している資格 保育士 ・ 看護師 (講義内容の参考のため、差支えなければチェックをつけてください。)	年齢 歳
お住まいの地域	町名まで(例 足立区梅島1丁目)	
連絡先	電話番号・Eメールアドレス等	
保育希望	保育を希望される方は、お子さんのお名前(カタカナ)、年齢をお書きください。 お子さんのお名前: さん / 年齢: 歳 力月	